

男女がともに活躍し、  
みんなで支え合うまちづくり  
～多様性を尊重し、まちぐるみで推進～

計画期間 2024 年度～ 2028 年度

## 第3次幸田町男女共同参画プラン

2024 年3月 幸田町



## はじめに



本町は、平成 21（2009）年に「幸田町男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成 26（2014）年のプラン改定を経て、平成 31（2019）年 3 月には、新たに「第 2 次幸田町男女共同参画プラン」を策定し、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、個性と能力を十分に発揮し、誰もが自分らしく暮らせるような社会を実現するために各種施策を進めてまいりました。初期のプランから続くこれまでの取組によって、男女共同参画に対する町民の皆様の意識・関心は高まりつつあります。

この度、第 2 次幸田町男女共同参画プランの期間満了に伴い、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間を計画期間とした第 3 次幸田町男女共同参画プランを策定いたしました。

「男女がともに活躍し、みんなで支え合うまちづくり～多様性を尊重し、まちぐるみで推進～」を基本理念として掲げ、前プランを踏襲しながらも、新型コロナウイルス感染症の蔓延によって大きく変化した就業状態や、それとともに顕在化したジェンダー不平等の問題など、社会情勢の変化に対応した施策の追加や見直しを行っております。また、大雨による洪水や、地震等の災害などの防災分野においても、性別や年齢の異なるあらゆる立場からの視点が不可欠となることから、重点施策として位置づけることとしました。

男女共同参画社会を実現させるための課題は幅広く、政治のみならず、教育の場や皆様の生活のあらゆるところに存在します。町、町民、事業者、教育者、関係団体など様々な立場の方々が協働し、身近な課題として捉え、主体的に推進をしていくことが重要となりますので、本町の取組により一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たり、幸田町男女共同参画推進委員会の皆様を始め、アンケート調査に御協力をいただきました町民の皆様、パブリックコメントに貴重な御意見をお寄せいただきました皆様、御協力を賜りました多くの関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

2024 年 3 月

幸田町長 成 瀬 敦



# 目次

## 第1章 プランの策定にあたって

1. プラン策定の趣旨 ..... 1
2. プラン策定の背景 ..... 2
3. プランの位置づけ ..... 4
4. プランの期間 ..... 5

## 第2章 幸田町の現状と課題

1. 統計からみる幸田町の現状 ..... 7
2. アンケート結果からみる幸田町の現状 ..... 16
3. 第2次幸田町男女共同参画プランの評価..... 32
4. 幸田町男女共同参画プランのまとめと次期計画に向けた課題..... 36

## 第3章 プランの基本的な考え方

1. 基本理念 ..... 37
2. 基本目標 ..... 37
3. 施策体系 ..... 38

## 第4章 基本計画

- 基本目標1 みんないっしょに ～男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり～.... 39
- 基本目標2 いつでもどこでも ～あらゆる分野で誰もが参画できる環境づくり～.... 42
- 基本目標3 やさしくたのしく ～安心していきいきと暮らせる社会づくり～..... 47
- 数値目標一覧 ..... 51

## 第5章 プランの推進

1. 推進体制 ..... 53
2. プランの進捗管理と評価 ..... 53
3. 町、町民、事業者等の連携 ..... 54

## 資料編

1. 策定の経緯 ..... 55
2. 幸田町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱..... 56
3. 幸田町男女共同参画プラン推進委員会委員名簿..... 57
4. 用語解説 ..... 58



## 第1章 プランの策定にあたって





# 1. プラン策定の趣旨

男女共同参画社会とは性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、あらゆる分野で自分らしく活躍できる社会のことです。

我が国では、令和2（2020）年に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、誰もが性別にかかわらず活躍でき、指導的地位における性別に偏りがいない社会になることを目指しています。

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に否定的な人が増えているものの、社会のあらゆる分野では依然として残っており、誰もが潜在的に持っている<sup>1</sup>無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）もその要因であると注目されています。

本町では平成31（2019）年に「第2次幸田町男女共同参画プラン」（以下、前計画）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を推進してきました。

前計画の期間中には新型コロナウイルス感染症の拡大によって、ドメスティック・バイオレンス（DV）の増加・深刻化や女性の雇用、所得への影響、とりわけ非正規雇用労働者やひとり親家庭の女性への影響等が顕在化したことにより、男女共同参画の重要性が改めて認識されることとなりました。

こうした中、前計画の期間が終了するにあたり、本町において男女共同参画社会を実現するための取組を継続し、施策を総合的かつ計画的に推進するため「第3次幸田町男女共同参画プラン」を策定します。

## 2. プラン策定の背景

### (1) 国の動向

- 「配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行

令和2（2020）年4月、「配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。同改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文で明確化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確化されました。

- 「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」の閣議決定

令和2（2020）年12月、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定され、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」ことが示されました。

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の公布（令和6年4月施行）

令和4（2022）年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布されました（令和6（2024）年4月施行）。同法では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目指しています。

- 「<sup>2</sup>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」改正の閣議決定

令和5（2023）年2月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正が閣議決定されました。同改正では発令要件が拡大し、身体に対する暴力によって生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、裁判所が加害者に対し、被害者に近づくことなどを禁止する「保護命令」を出せるようになりました。また、生命や身体、それに自由や名誉、財産に対する脅迫により、精神的に重大な危害を受けるおそれ大きい場合でも、裁判所が「保護命令」を出せるようになりました。

## (2) 愛知県の動向

### ● 「あいち男女共同参画プラン 2025」の策定

愛知県では、「あいち男女共同参画プラン 2020」の期間が令和2（2020）年度末で終了したため、新たな男女共同参画基本計画として「あいち男女共同参画プラン 2025」が策定されました。この計画は、<sup>3</sup>男女共同参画社会基本法第14条に基づき、本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項が定められたものです。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間（令和12（2030）年度までの中長期を展望）とされています。10年先を見据えた「3つの重点目標」と令和7（2025）年度までの5年間で取り組む「10の基本的施策」が掲げられています。

計画の特徴としては、以下の点が挙げられます。

- 愛知県の主要産業であるモノづくり産業を始め、様々な分野での女性の活躍促進を図るため、「女性の活躍」を3つの重点目標の冒頭に柱立てし、これまで以上に積極的に推進する。
- 防災分野における男女共同参画の視点が、ますます重要となっていることから、「男女共同参画の視点からの防災の取組」を基本的施策として明確に位置づける。
- 42項目の進捗管理指標を設定し、その実施状況について、毎年度、議会及び愛知県男女共同参画審議会へ報告するとともに、その結果を公表する。

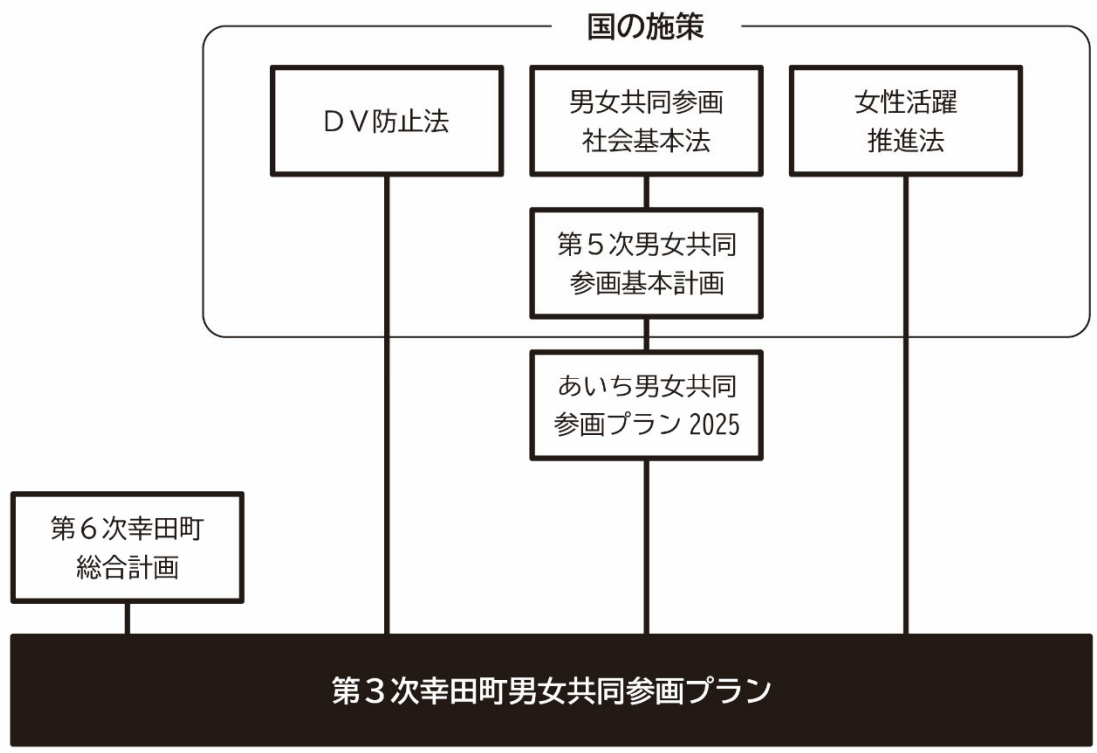
## (3) 幸田町の動向

### ● 「幸田町パートナーシップの宣誓に関する要綱」の施行

令和5（2023）年7月、「幸田町パートナーシップの宣誓に関する要綱」を施行しました。性的マイノリティの自由な意思を尊重するとともに、互いの違いを認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、誰もが自分らしく暮らせる多様性に富んだ社会を実現することを目的としています。

### 3. プランの位置づけ

- 本プランは「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定された「市町村男女共同参画計画」です。
- 本プランは「<sup>4</sup>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第 6 条第 2 項に規定された「市町村推進計画」を兼ねるもので、次の箇所が該当します。
  - 基本目標 2 - 施策の方向③  
お仕事ならこんなこと ～職場における男女共同参画の推進～
  - 基本目標 2 - 施策の方向④  
ワーク・ライフ・バランスを大事にしよう ～子育て・介護・障がい者などへの支援～
- 本プランは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第 2 条の 3 第 3 項に規定された「市町村基本計画」を兼ねるもので、次の箇所が該当します。
  - 基本目標 3 - 施策の方向③  
暴力はいやだよね ～あらゆる暴力の根絶～
- 本プランは、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び県の「あいち男女共同参画プラン 2025」を勘案して策定しているほか、「第 6 次幸田町総合計画」や諸計画との整合を図った計画です。



## 4. プランの期間

本プランの期間は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
国						第5次男女共同参画基本計画（2021～2025）							
愛知県						あいち男女共同参画プラン2025（2021～2025）							
幸田町	第6次幸田町総合計画（2016～2025）												
											第3次幸田町男女共同参画プラン（2024～2028）		



## 第2章 幸田町の現状と課題



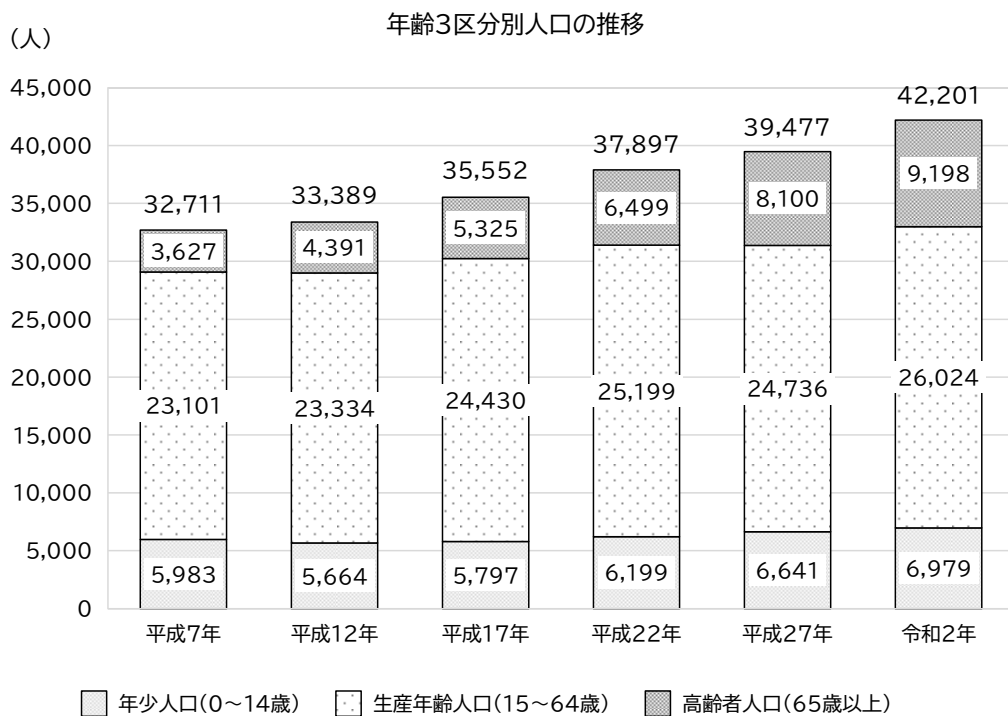


# 1. 統計からみる幸田町の現状

## (1) 人口・世帯の状況

### ① 年齢3区分別人口の推移

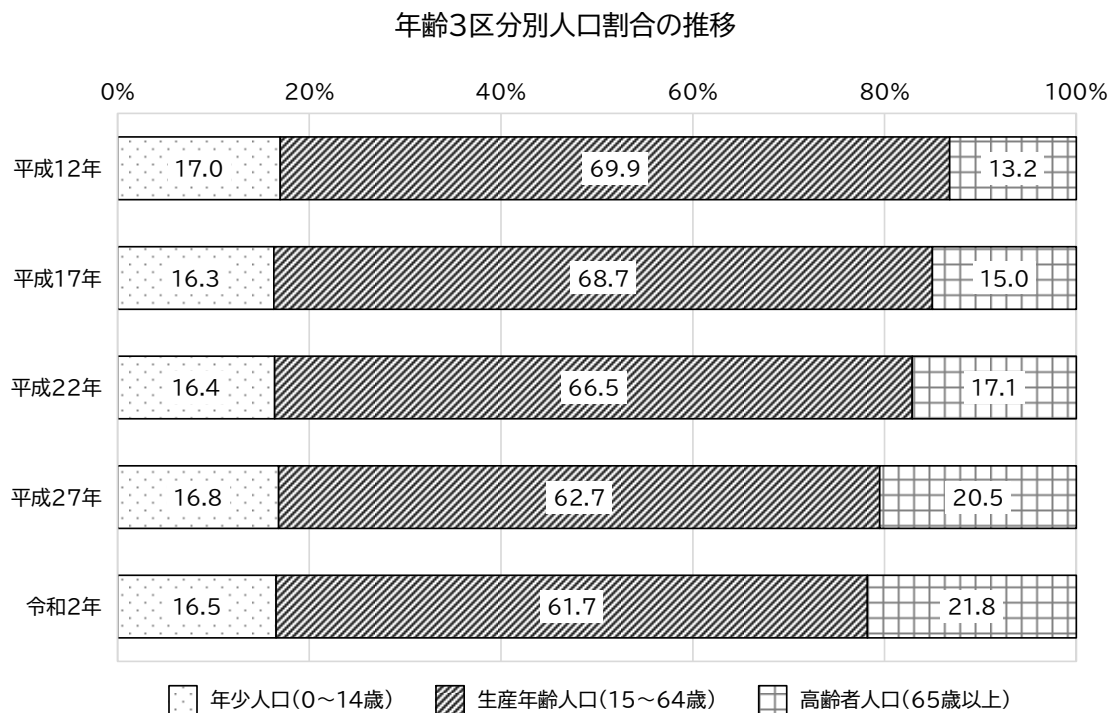
年少人口は、平成12(2000)年以降、徐々に増加しており、令和2(2020)年には6,979人となっています。また、高齢者人口は平成7(1995)年の3,627人から増加していき、令和2(2020)年には9,198人となっています。生産年齢人口は平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけてやや減少しましたが、令和2(2020)年には増加し26,024人となっています。



出典：こうたの統計

## ② 年齢3区分別人口割合の推移

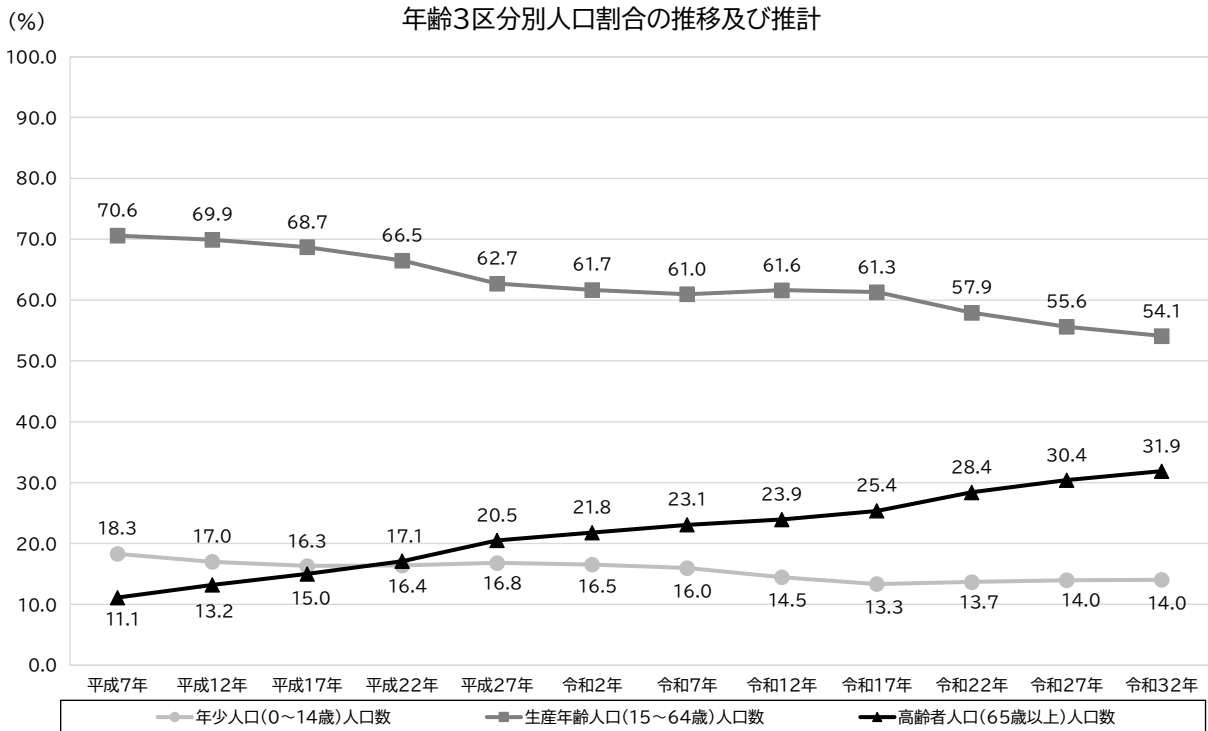
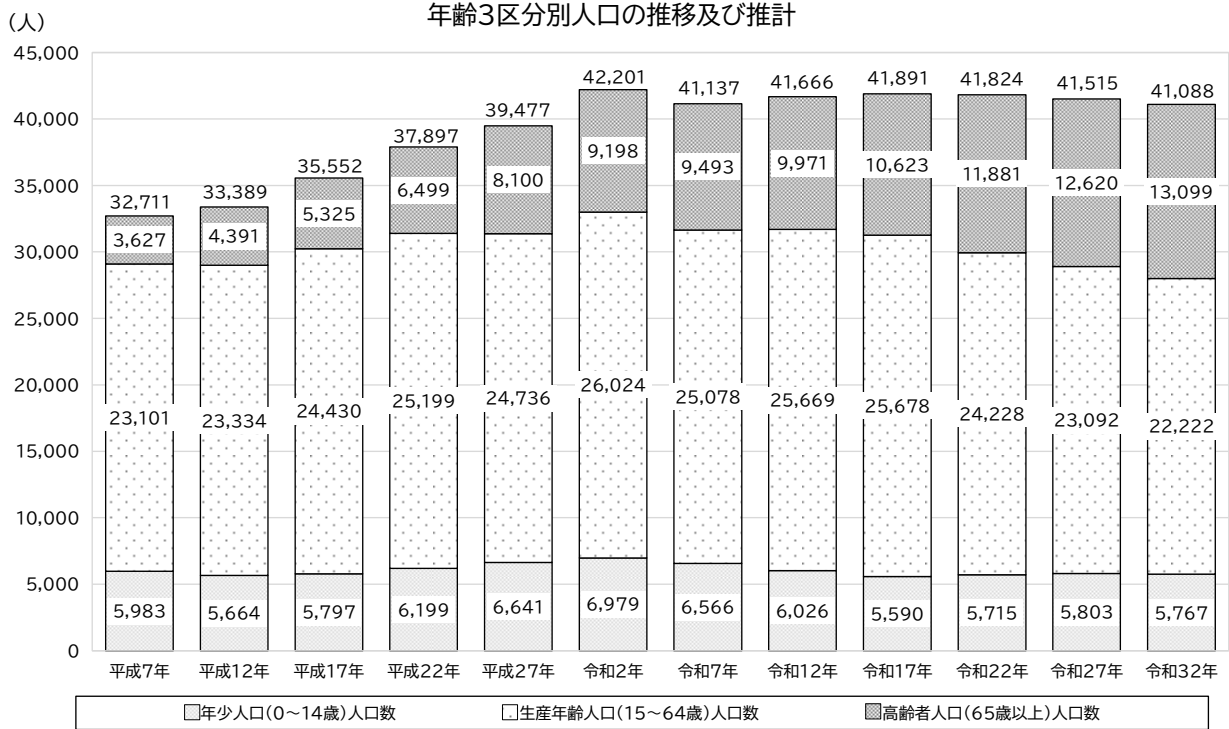
年少人口の割合は、概ね横ばいで推移しています。また、生産年齢人口の割合は減少しており令和2（2020）年には61.7%となっています。その一方で高齢者の割合は平成12（2000）年から増加しており令和2（2020）年には21.8%となっています。



出典：こうたの統計

### ③ 人口推計

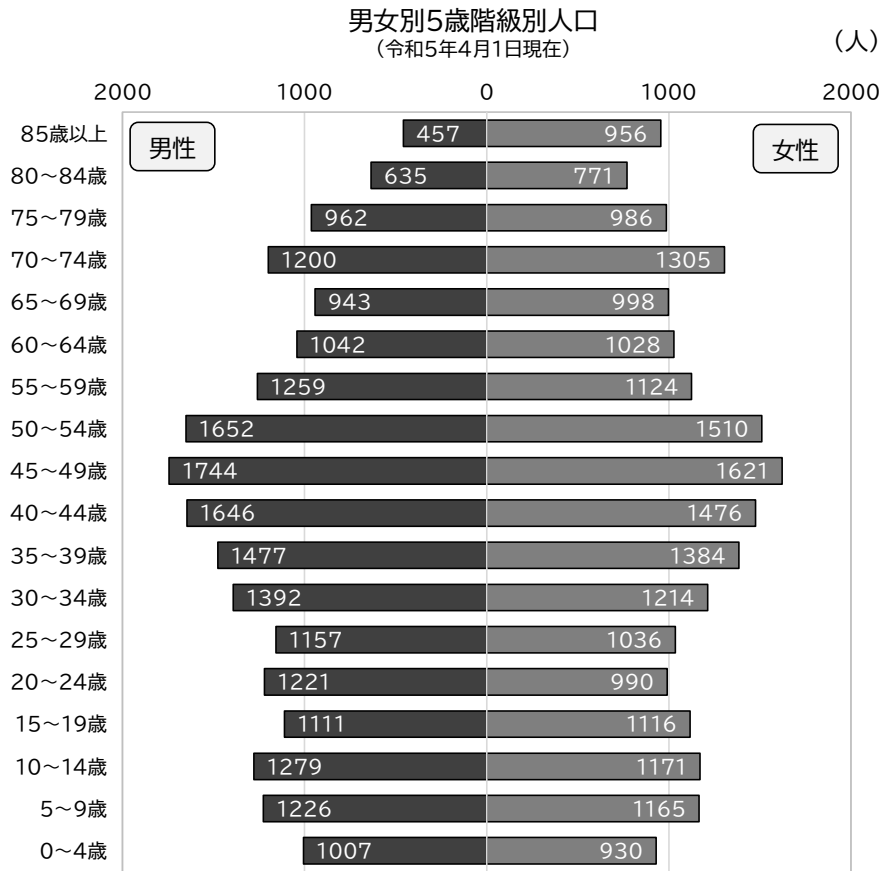
幸田町の人口は、令和2（2020）年をピークに減少すると予想されています。年齢3区別にみると年少人口、生産年齢人口は令和2年（2020）年以降緩やかな減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加していくことが予測されており、高齢化が進むことが予測されます。



出典：令和2年まではこうした統計、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計

#### ④ 男女別5歳階級別人口

45～49歳までの人口が多くなっています。また、0～14歳の年少人口も比較的多くなっており、「ひょうたん型」の人口構成となっています。



出典：住民課

#### ⑤ 世帯数の推移

令和2（2020）年10月1日現在の世帯数は15,786世帯となっています。そのうち60.6%にあたる9,565世帯が核家族世帯、27.7%にあたる4,370世帯が単独世帯となっています。

(世帯)

	世帯		
	一般世帯	うち核家族世帯	うち単独世帯
平成7年	9,631	5,229	2,044
平成12年	10,190	5,784	2,056
平成17年	11,634	6,497	2,835
平成22年	12,683	7,378	2,967
平成27年	13,676	8,448	3,154
令和2年	15,786	9,565	4,370

出典：国勢調査

## ⑥ 平均世帯人数の推移

一世帯あたりの平均世帯人員は令和4年に2.56人となっており、近年減少傾向にあります。

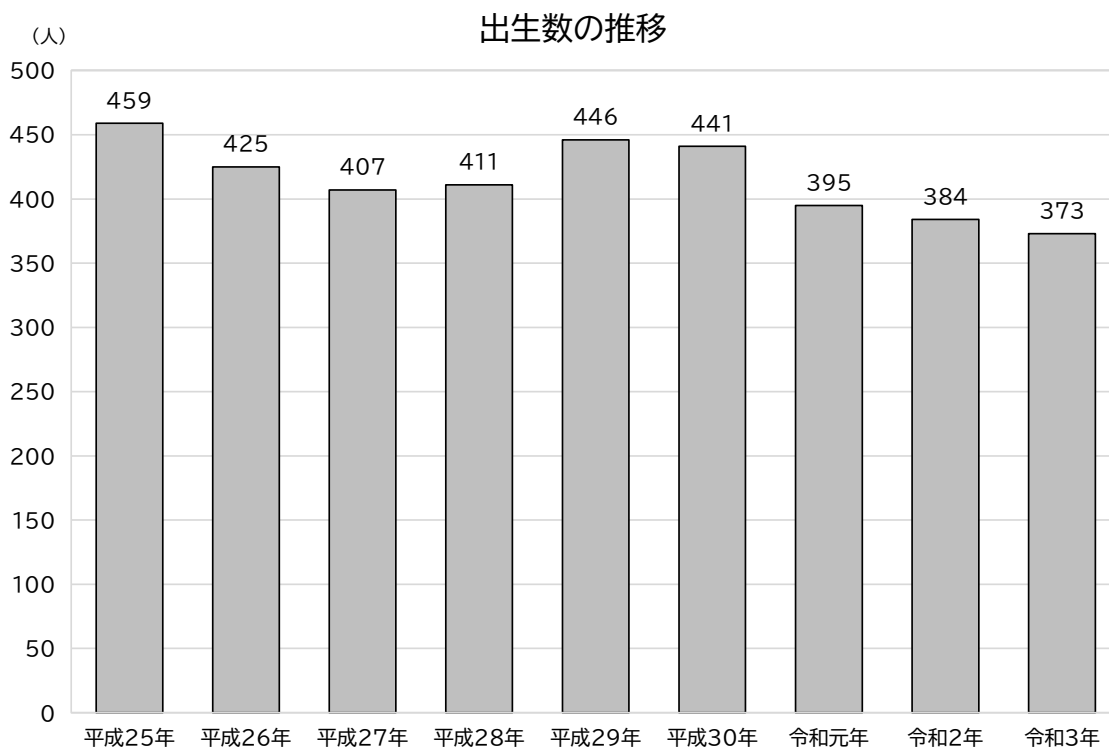
(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
幸田町	2.66	2.61	2.59	2.56	2.56

出典：住民課

## ⑦ 出生数の推移

出生数は平成29年に一時的に増加傾向が見られましたが、再び減少し令和3年は373人となっています。

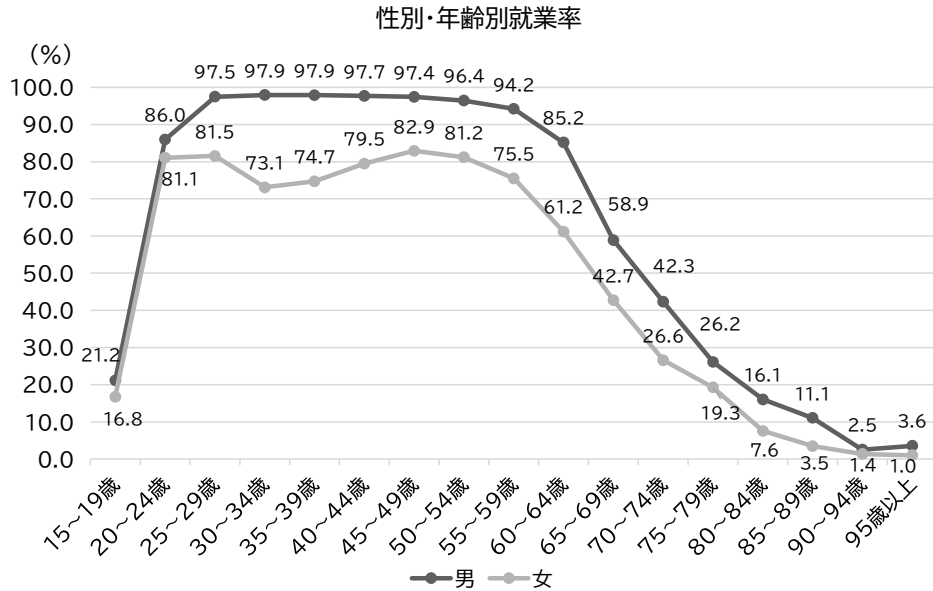


出典：愛知県衛生年報

## (2) 就労状況

### ① 性別・年齢別就業率

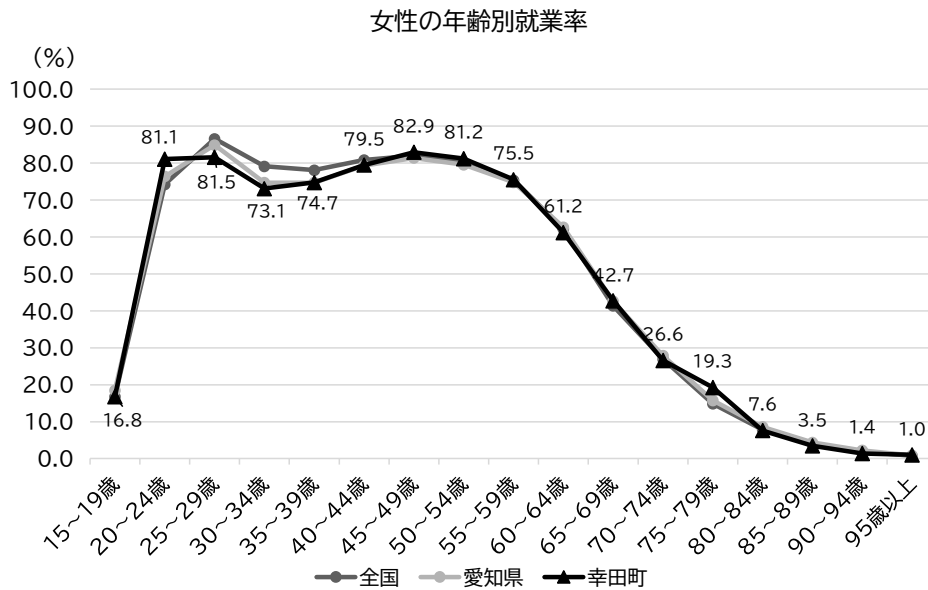
性別・年齢別就業率をみると、男性では25～29歳から55～59歳をピークとした形となっていますが、女性では25～29歳と45～49歳をピークとしたM字カーブを描いています。



出典：令和2年度国勢調査

### ② 女性の年齢別就業率

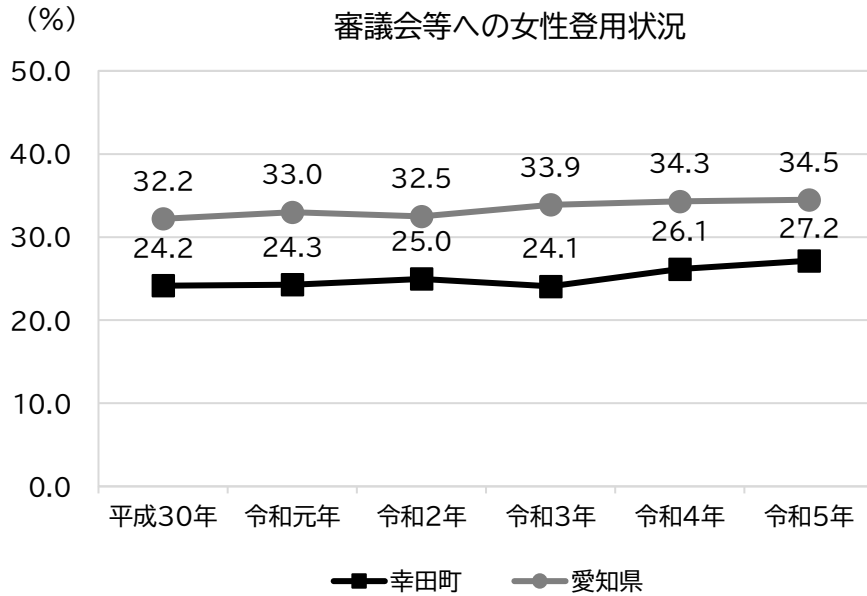
女性の年齢別就業率は、概ね全国や愛知県と同様の傾向を示していますが、25～29歳から35～39歳の就業率では全国よりもやや低くなっています。また、20～24歳と75～79歳の就業率では全国よりもやや高くなっています。



出典：令和2年度国勢調査

### ③ 審議会等への女性登用状況

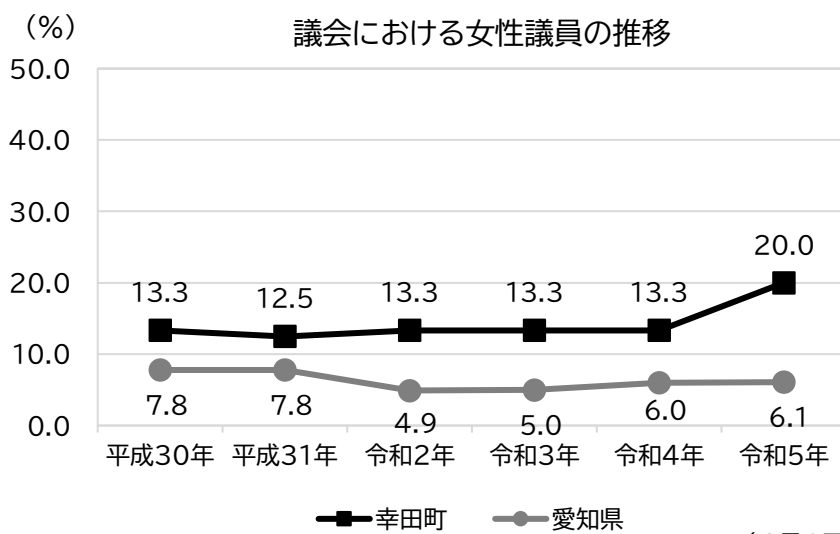
町の審議会への女性委員の登用率は、徐々に増加していますが、愛知県と比較すると低い状況となっています。



出典：2023年度版あいちの男女共同参画（2022年度年次報告書）、企画政策課

### ④ 議会における女性議員の推移

議会における女性議員の割合は、平成30年から令和4年までの5年間はほぼ横ばいの数値でしたが、令和5年にやや増加しました。平成30年以降は愛知県議会議員の女性議員の割合を上回り、幸田町の方が高くなっています。



(4月1日現在)

出典：2023年度版あいちの男女共同参画（2022年度年次報告書）、議会事務局

⑤ 区長の状況（令和5年4月1日現在）

令和5年度の町内の女性区長は0人となっています。

(人)		
	全体	うち女性人数
区長	23	0

出典：企画政策課

⑥ 町役場における女性職員の比率（令和5年4月1日現在）

令和5年度の町役場における女性職員の割合は、全体で44.4%となっています。また、女性管理職は、部長級で8.3%、課長級で26.0%となっています。

	全体（人）	女性（人）	女性比率（%）
部長級	12	1	8.3
課長級	50	13	26.0
課長補佐・主任主査	70	43	61.4
上記以外職員	251	113	45.0
合計	383	170	44.4

出典：人事秘書課

⑦ 町役場における女性管理職の登用率（令和5年4月1日現在）

町役場における女性管理職の登用率は、平成30年度に4.5%でしたが年々増加傾向にあり、令和5年度には22.6%となっています。

	管理職総数（人）	女性管理職（人）	登用率（%）
平成30年度	44	2	4.5
平成31年度	45	7	15.6
令和2年度	52	9	17.3
令和3年度	53	12	22.6
令和4年度	59	12	20.3
令和5年度	62	14	22.6

出典：人事秘書課



### ⑧ 小中学校の職員に占める女性職員の割合（令和5年5月1日時点）

小中学校の職員に占める女性職員の割合は、小学校では66.3%、中学校では38.5%となっており、小学校では半数を超えています。

	全体（人）	女性（人）	女性比率（%）
小学校	184	122	66.3
中学校	96	37	38.5

出典：学校基本調査

## （3）子育て・介護の状況

### ① 町役場職員の性別育児休業取得者数

女性職員の育児休業制度の利用者数は令和4年度に9人となっています。男性の育児休業制度の利用者は平成31年度までは0人であったものの、令和2年度以降増加傾向にあり令和4年度では5人となっています。

	（人）	
	女性	男性
平成30年度	3	0
平成31年度	8	0
令和2年度	7	1
令和3年度	19	5
令和4年度	9	5

出典：人事秘書課

## 2. アンケート結果からみる幸田町の現状

### (1) アンケート調査の概要

#### ① 調査の目的

「男女共同参画に関するアンケート調査」は、第3次幸田町男女共同参画プランの策定に際し、男女平等や男女共同参画に関する町民の意識や考えを把握することで、プラン策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

#### ② 調査対象及び調査方法

- a. 調査地域 幸田町全域
- b. 調査対象 満18歳以上の町民の方
- c. 標本数 1,000人
- d. 調査方法 郵送配布、郵送回収
- e. 調査時期 令和5年7月21日～8月3日

#### ③ 回収状況

配布数	回収数	回収率
1,000	332	33.2%

## (2) アンケート調査結果

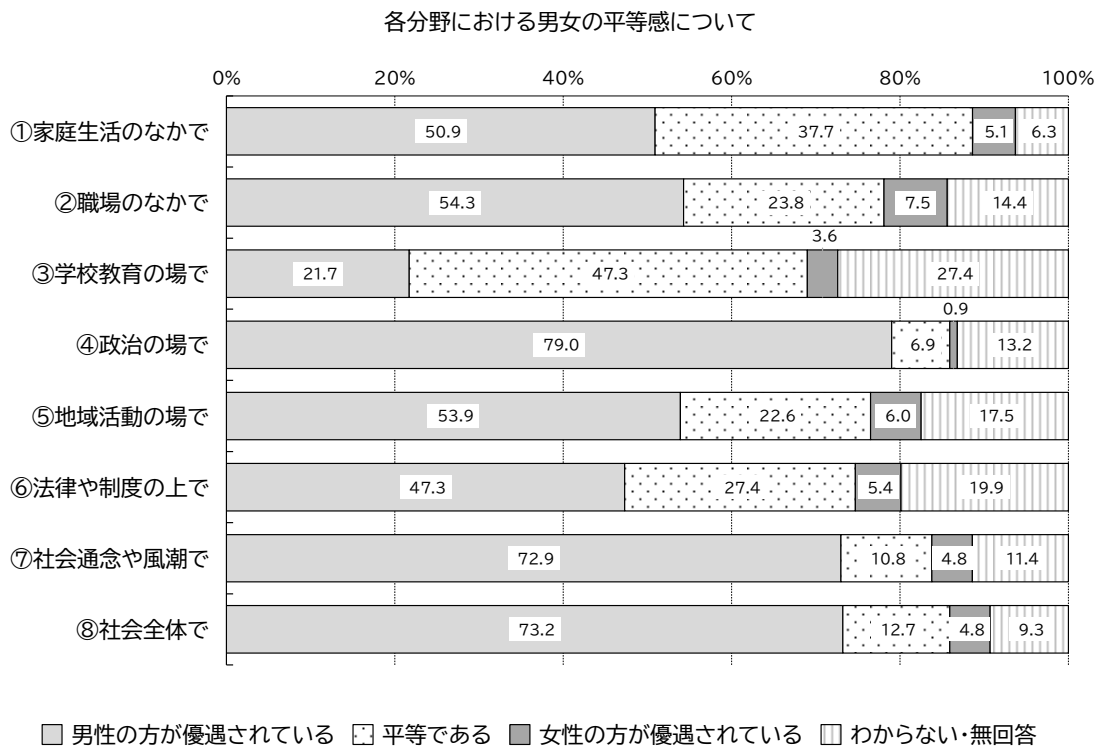
### ① 男女の平等感について

#### 【分野別の男女の平等感】

8つの分野における男女平等に関する意識について、「男性の方が優遇されている」と回答した人が「③学校教育の場で」以外の各分野では最も多くなっています。特に「④政治の場で」、「⑧社会全体で」、「⑦社会通念や風潮で」において多くなっており、いまだに男性が社会の多くの分野で優遇されているという意識が強いことがうかがえます。

性別でみると、「⑥法律や制度の上で」は、「平等である」が男性は45.2%となっているのに対し、女性は15.2%となっており、性別による認識の差がみられます。

また、前回調査と比較すると、「①家庭生活の中で」、「②職場の中で」以外の各分野で「男性の方が優遇されている」が増加しています。国の調査と比べると、多くの分野で国の方が「平等である」としている人の割合が多いです。



表：性別比較、分野別の男女の平等感

(%)

	男性の方が優遇されている		平等である		女性の方が優遇されている		わからない・無回答	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
①家庭生活のなかで	40.8	57.8	43.0	34.0	9.6	2.0	6.7	6.1
②職場のなかで	48.8	57.8	30.4	19.3	11.8	4.6	8.9	18.3
③学校教育の場で	16.3	25.3	56.3	41.1	3.7	3.6	23.7	29.9
④政治の場で	73.4	82.7	13.3	2.5	1.4	0.5	11.8	14.2
⑤地域活動の場で	45.2	59.9	30.4	17.3	10.4	3.0	14.1	19.8
⑥法律や制度の上で	30.3	58.9	45.2	15.2	8.9	3.0	15.5	22.8
⑦社会通念や風潮で	64.5	78.6	17.8	6.1	9.7	1.5	8.1	13.8
⑧社会全体で	62.2	80.7	20.0	7.6	8.9	2.0	8.9	9.6

表：経年比較、分野別の男女の平等感

(%)

	男性の方が優遇されている		平等である		女性の方が優遇されている		わからない・無回答	
	R5	H30	R5	H30	R5	H30	R5	H30
①家庭生活のなかで	50.9	53.4	37.7	33.7	5.1	7.4	6.3	5.5
②職場のなかで	54.3	55.8	23.8	19.1	7.5	10.6	14.4	14.4
③学校教育の場で	21.7	15.6	47.3	53.3	3.6	3.4	27.4	27.6
④政治の場で	79.0	78.2	6.9	9.9	0.9	0.7	13.2	11.2
⑤地域活動の場で	53.9	44.1	22.6	29.3	6.0	7.9	17.5	18.6
⑥法律や制度の上で	47.3	40.7	27.4	31.3	5.4	7.2	19.9	20.9
⑦社会通念や風潮で	72.9	64.5	10.8	11.2	4.8	7.6	11.4	14.7
⑧社会全体で	73.2	66.7	12.7	14.9	4.8	7.4	9.3	10.9

表：国調査との比較、分野別の男女の平等感

(%)

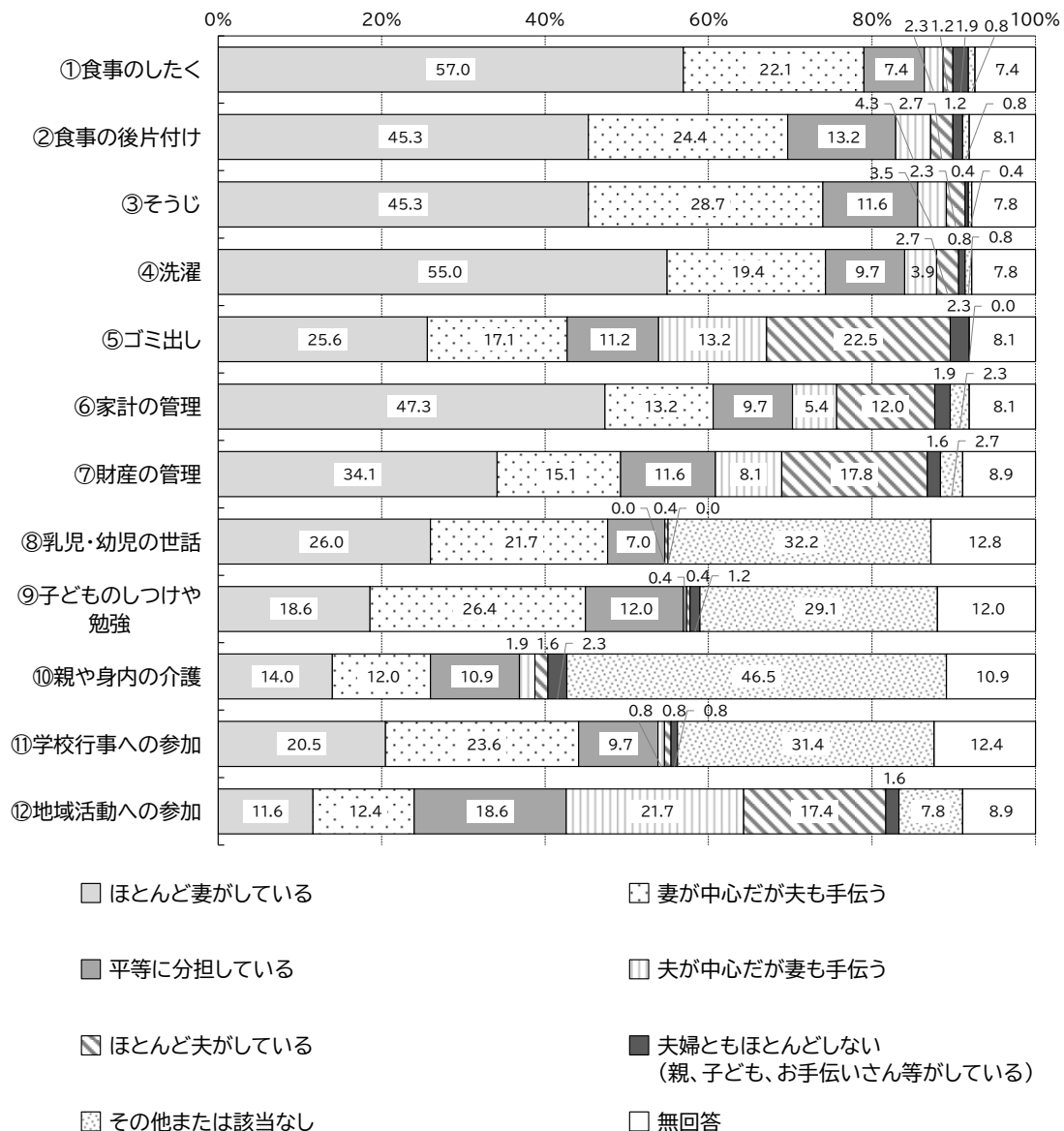
	男性の方が優遇されている		平等である		女性の方が優遇されている		わからない・無回答	
	町	国	町	国	町	国	町	国
①家庭生活のなかで	50.9	59.8	37.7	31.7	5.1	8.0	6.3	0.6
②職場のなかで	54.3	64.1	23.8	26.4	7.5	7.7	14.4	1.8
③学校教育の場で	21.7	24.5	47.3	68.1	3.6	5.3	27.4	2.1
④政治の場で	79.0	87.9	6.9	9.6	0.9	1.7	13.2	0.8
⑤地域活動の場で	53.9	47.8	22.6	40.2	6.0	9.9	17.5	2.1
⑥法律や制度の上で	47.3	52.3	27.4	37.0	5.4	9.7	19.9	1.1
⑦社会通念や風潮で	72.9	81.8	10.8	12.9	4.8	3.3	11.4	1.9
⑧社会全体で	73.2	78.8	12.7	14.7	4.8	4.8	9.3	1.7

## ② 男女の役割分担意識や結婚観・家庭観について

### 【男女の役割分担意識】

夫婦間の家事負担について、「⑫地域活動への参加」では「夫が中心だが妻も手伝う」、「ほとんど夫がしている」が多くなっており、夫が家庭において役割を果たしていることがうかがえますが、「①食事のしたく」や「②食事の後片付け」、「③そうじ」、「④洗濯」、「⑥家計の管理」など家庭内の分担においては、妻が担う役割が大きくなっており、特に「①食事のしたく」「④洗濯」では「ほとんど妻がしている」が半数を超えています。

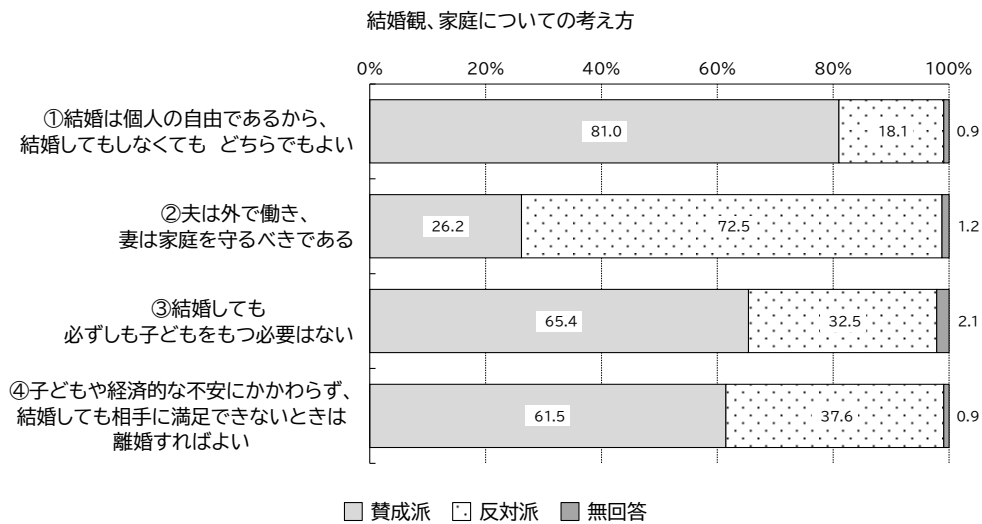
夫婦の役割分担の状況



## 【結婚観、家庭についての考え方】

結婚、家庭等の考え方について、「賛成派」の割合は、「①結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくても どちらでもよい」、「③結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」、「④子どもや経済的な不安にかかわらず、結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」において、半数を超えています。特に女性の方が男性より「賛成派」が18.6ポイント多くなっており、性別によって認識の差がみられます。

一方で「②夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」は、男女ともに「反対派」が7割を超えており、固定的な役割分担意識に対する否定的な意見が多い状況です。



表：性別比較、結婚観、家庭についての考え方

(%)

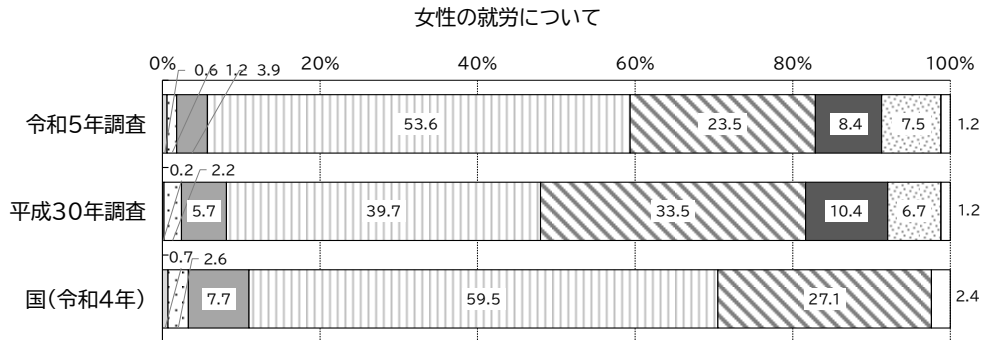
	賛成派		反対派		無回答	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
①結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくても どちらでもよい	71.1	87.9	28.1	11.2	0.7	1.0
②夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	27.4	25.4	71.9	73.1	0.7	1.5
③結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	54.8	72.5	43.7	24.9	1.5	2.5
④子どもや経済的な不安にかかわらず、結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい	50.4	69.0	48.9	30.0	0.7	1.0

### ③ 就労について

#### 【女性の就労】

女性が仕事を持つことについて、「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい（育児休業の利用を含む）」が最も多く半数を超えています。

国の調査でも同様に「子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい」が最も多くなっていますが、国の方が6ポイント程度多くなっています。

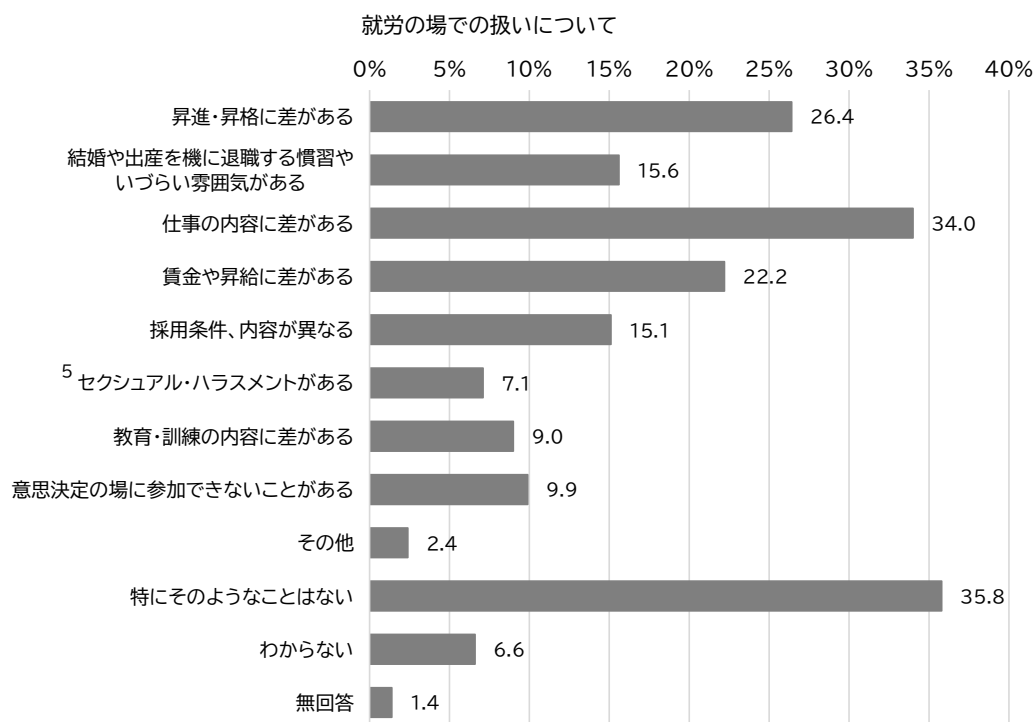


- 女性には仕事を持たない方がよい
- 結婚するまでは仕事を持つ方がよい
- 子どもができるまでは仕事を持つ方がよい
- 子どもができてもずっと仕事を続ける方がよい(育児休業の利用を含む)
- 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい
- その他
- わからない
- 無回答

## 【就労の場での扱い】

就労の場において、性別を理由に不平等な扱いがあると思うかについて、「特にそのようなことはない」が最も多く 35.8%となっています。ついで「仕事の内容に差がある」が 34.0%、「昇進・昇格に差がある」が 26.4%となっています。

前回調査と比較すると、「結婚や出産を機に退職する慣習や言いづらい雰囲気がある」が 10 ポイント以上減少し、「特にそのようなことはない」が 10 ポイント以上多くなっています。就労の場における不平等は徐々に改善されつつありますが、依然何らかの不平等があるという意見も多い状況です。



表：経年比較、就労の場での扱いについて

	令和5年調査	平成30年調査
昇進・昇格に差がある	26.4	33.4
結婚や出産を機に退職する慣習や言いづらい雰囲気がある	15.6	26.5
仕事の内容に差がある	34.0	35.2
賃金や昇給に差がある	22.2	24.4
採用条件、内容が異なる	15.1	19.9
セクシュアル・ハラスメントがある	7.1	15.0
教育・訓練の内容に差がある	9.0	8.4
意思決定の場に参加できないことがある	9.9	8.4
その他	2.4	2.4
特にそのようなことはない	35.8	25.1
わからない	6.6	4.5
無回答	1.4	1.7



## 【仕事、家庭、生活の希望と現実】

「希望」では「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい（している）」が 22.6%と最も多く、ついで「家庭生活」を優先したい（している）」が 21.2%となっています。

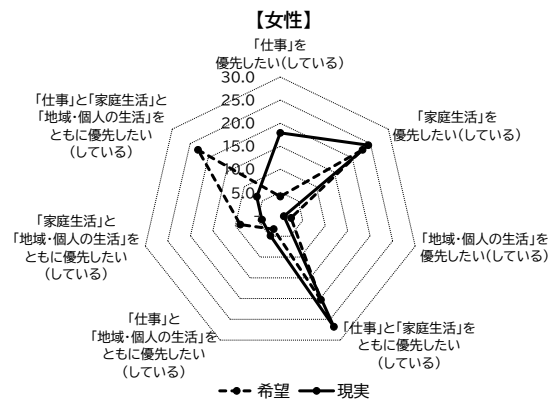
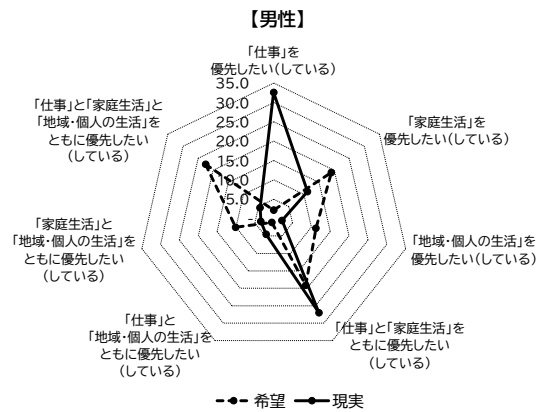
「現実」では「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい（している）」が 26.9%と最も多く、ついで「仕事」を優先したい（している）」が 24.1%、「家庭生活」を優先したい（している）」が 18.9%となっています。

性別で見ると、特に男性において「希望」とは異なり「現実」では仕事が優先されている現状がうかがえます。

表：仕事と家庭生活、個人の生活の関わり方の希望と現実

(%)

	全体		男性		女性	
	希望	現実	希望	現実	希望	現実
「仕事」を優先したい（している）	3.3	24.1	2.2	32.6	4.1	17.9
「家庭生活」を優先したい（している）	21.2	18.9	19.1	11.2	22.8	24.4
「地域・個人の生活」を優先したい（している）	6.1	1.4	11.2	2.2	2.4	0.8
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい（している）	19.8	26.9	19.1	27.0	20.3	26.8
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい（している）	2.4	4.7	1.1	4.5	3.3	4.9
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい（している）	9.4	3.8	10.1	3.4	8.9	4.1
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい（している）	22.6	5.7	22.5	4.5	22.8	6.5
無回答	15.1	14.6	14.6	14.6	15.4	14.6

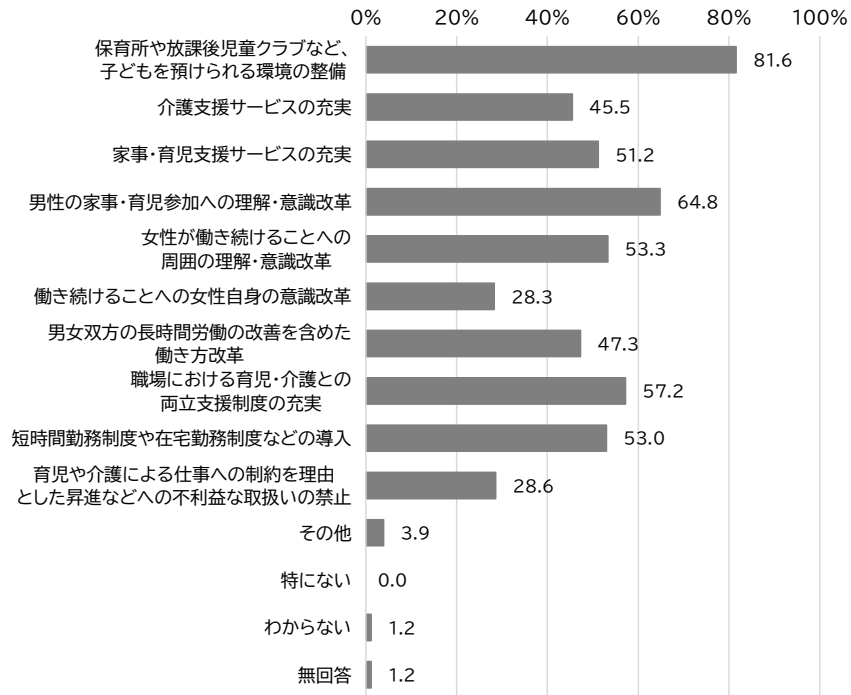


## 【女性が結婚・出産・介護等の後も同じ職場で働き続けるために必要なこと】

女性が結婚・出産・介護等の後も同じ職場で働き続けるために必要なこととして、「保育所や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が最も多く 81.6%となっています。

前回調査と比較すると男性では「男性の家事・育児参加への理解・意識改革」が 30 ポイント近く増加しており、男性の家事参加への意識が向上していることがうかがえます。

女性が結婚・出産・介護等の後も同じ職場で働き続けるために必要なこと



表：性別比較、女性が結婚・出産・介護等の後も同じ職場で働き続けるために必要なこと (%)

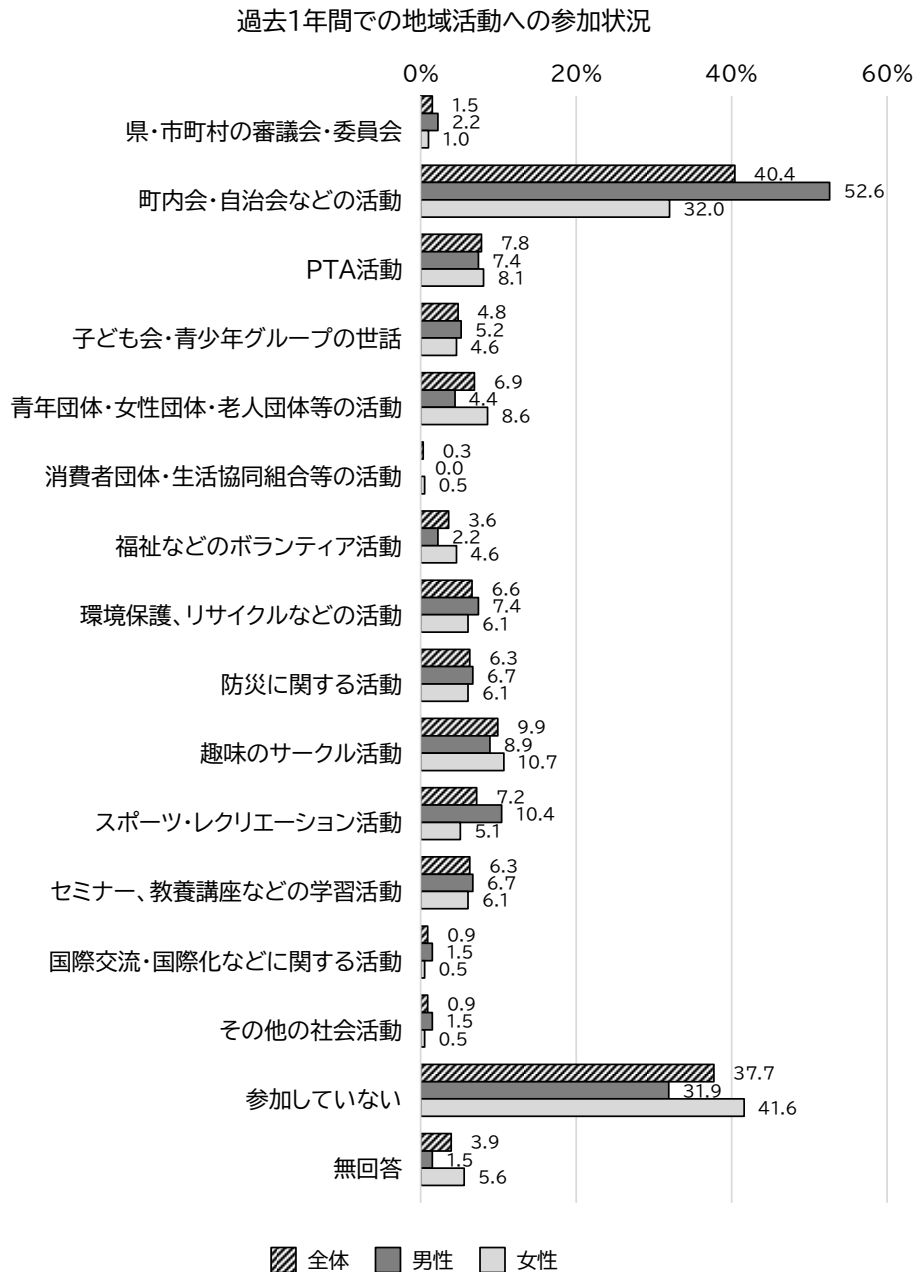
	男性		女性	
	令和5年	平成30年	令和5年	平成30年
保育所や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備	81.5	72.1	81.7	82.3
介護支援サービスの充実	43.0	42.6	47.2	60.0
家事・育児支援サービスの充実	52.6	43.7	50.3	44.5
男性の家事・育児参加への理解・意識改革	65.2	37.2	64.5	63.2
女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革	51.1	40.4	54.8	52.7
働き続けることへの女性自身の意識改革	37.8	26.8	21.8	20.5
男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革	41.5	33.3	51.3	41.8
職場における育児・介護との両立支援制度の充実	45.2	48.1	65.5	61.4
短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入	47.4	42.1	56.9	51.4
育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止	24.4	20.2	31.5	33.6
その他	6.7	2.7	2.0	2.7
特になし	0.0	1.1	0.0	0.9
わからない	1.5	3.8	1.0	0.9
無回答	0.7	1.6	1.5	1.8

#### ④ 社会参画について

##### 【地域活動への参加状況】

過去1年間での地域活動への参加状況を見ると、「町内会・自治会などの活動」が40.4%で最も多くなっていますが、「参加していない」も37.7%と多くなっています。

性別にみると、特に女性で「参加していない」が4割を超えて多くなっています。

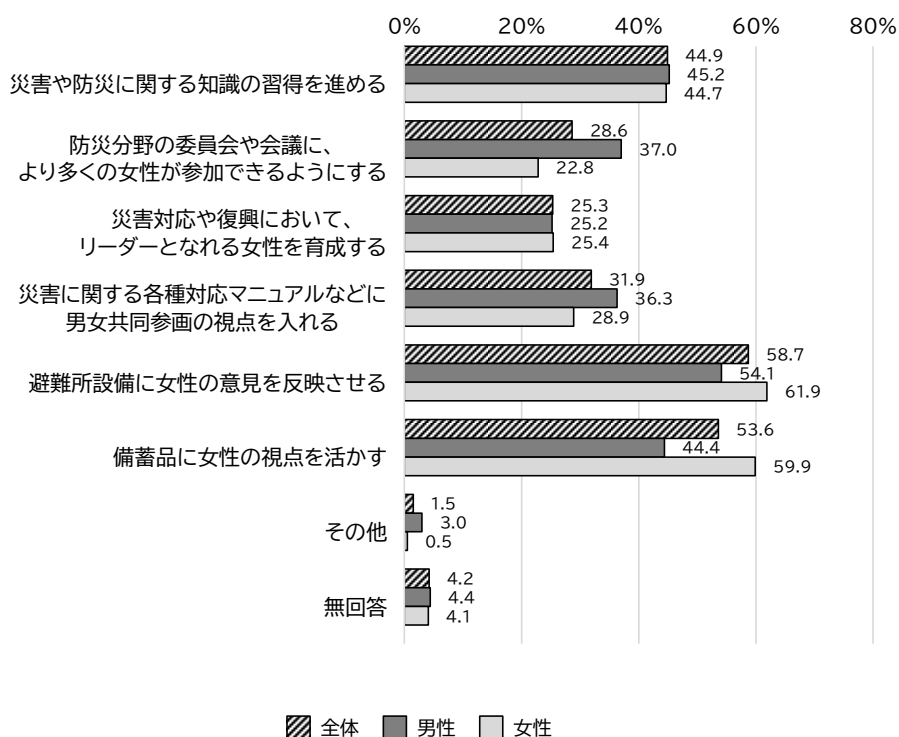


## 【防災分野での男女平等について】

防災分野において、男女平等の視点を生かすため重要なこととして、「避難所設備に女性の意見を反映させる」が58.7%と最も多く、ついで「備蓄品に女性の視点を活かす」が53.6%、「災害や防災に関する知識の習得を進める」が44.9%となっています。

性別にみると、「備蓄品に女性の視点を活かす」は女性の方が男性に比べ15ポイント以上多くなっています。「防災分野の委員会や会議に、より多くの女性が参加できるようにする」は男性の方が女性よりも約15ポイント多くなっています。

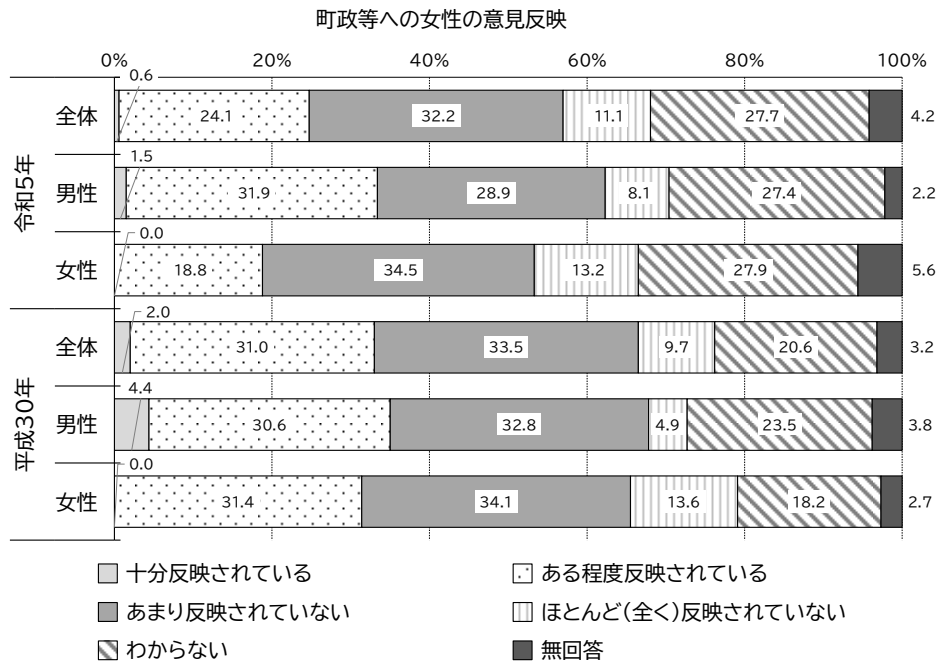
防災分野における男女平等に重要なこと



## 【町政等への女性の意見反映について】

町政等への女性の意見反映について、「あまり反映されていない」が32.2%と最も多く、ついで「わからない」が27.7%、「ある程度反映されている」が24.1%となっています。

前回調査と比較すると、女性は「反映されている」（「十分反映されている」と「ある程度反映されている」の合計）が10ポイント以上減少し、男性も僅かに減少しています。女性の「十分反映されている」は前回と同様に0%となっています。

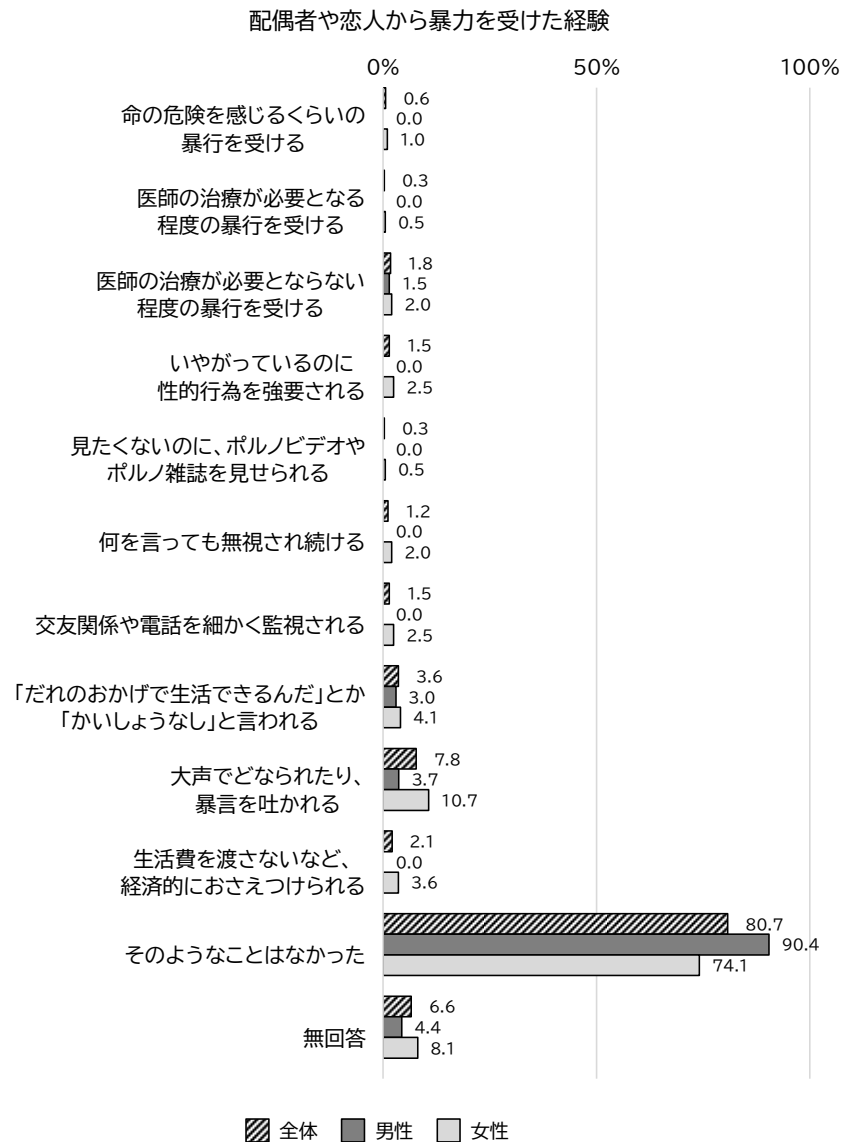


## ⑤ DV（ドメスティック・バイオレンス）について

### 【配偶者や恋人から暴力を受けた経験】

配偶者や恋人から暴力を受けた経験の有無について、「そのようなことはなかった」が80.7%ともっとも多くなっていますが、これと「無回答」6.6%を除く12.7%の人が何らかの暴力を受けた経験があることがうかがえます。

性別にみると、何らかの暴力を受けたことがある人の割合は男性が5.2%であるのに対して、女性は17.8%となっており、男性より多くなっています。



## 【暴力を受けた際の対応】

何らかの暴力を受けた人が相談した相手を見ると、「友人・知人に相談した」、「家族・身内に相談した」など身近な人に相談している人が多くなっている一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も多く 54.8%となっています。

前回調査と比較すると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が 15 ポイント以上増加しています。「だれ（どこ）にも相談しなかった」理由として「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかった」「恥ずかしくて誰にも言えなかった」が 10 ポイント以上増加しています。

表：経年比較、暴力を受けたときの相談先

(%)

	令和5年	平成30年
警察に連絡・相談した	2.4	5.2
人権擁護委員に相談した（法務局、地方法務局の人権相談窓口を含む）	0.0	1.7
県や町などの公的な機関に相談した	4.8	1.7
医師に相談した	2.4	3.4
家族・身内に相談した	16.7	34.5
友人・知人に相談した	31.0	34.5
その他	0.0	5.2
どこ（だれ）にも相談しなかった	54.8	37.9
無回答	2.4	1.7

表：経年比較、どこ（だれ）にも相談しなかった理由

(%)

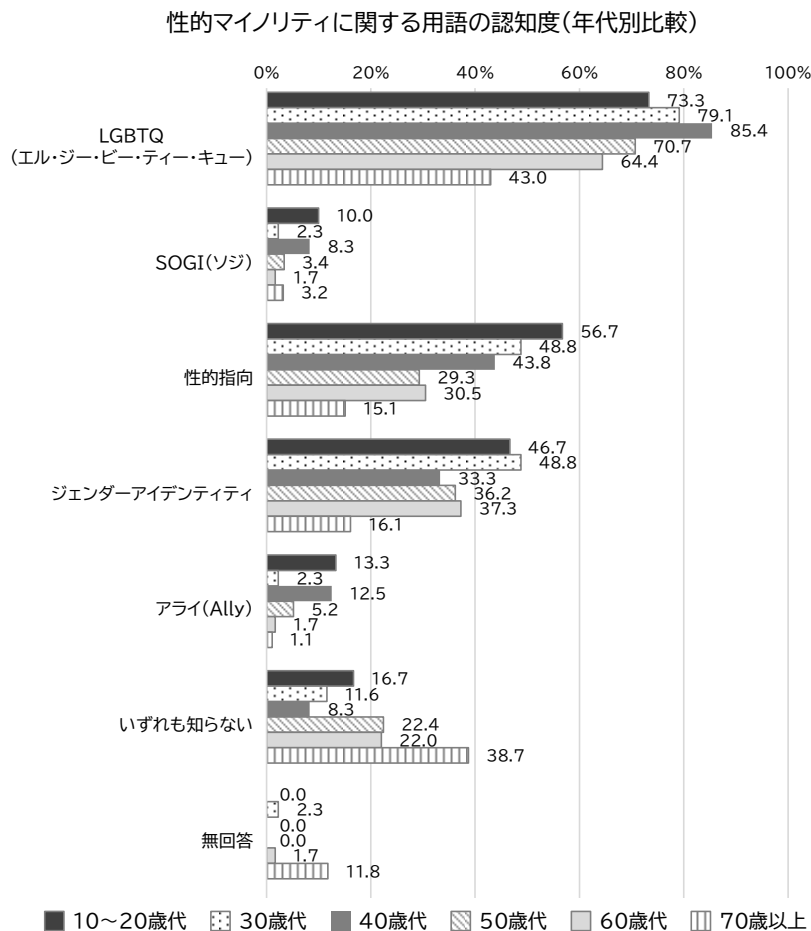
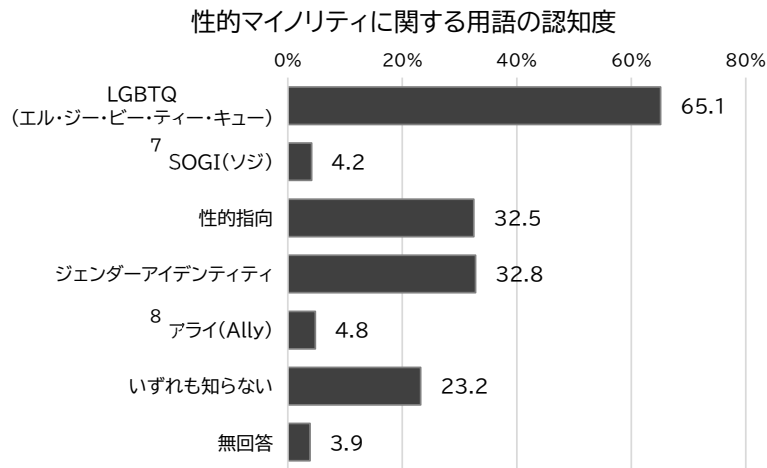
	令和5年	平成30年
どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから	17.4	4.5
恥ずかしくてだれにも言えなかったから	26.1	13.6
相談してもむだだと思ったから	34.8	27.3
相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから	4.3	13.6
担当者の言動により不快な思いをすと思ったから	4.3	9.1
自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	39.1	40.9
世間体が悪いから	8.7	9.1
他人を巻き込みたくなかったから	17.4	27.3
そのことについて思い出したくなかったから	4.3	13.6
自分にも悪いところがあると思ったから	34.8	27.3
相談するほどのことでもないと思ったから	39.1	36.4
その他	8.7	13.6
無回答	4.3	4.5

## ⑥ 性的マイノリティについて

### 【性的マイノリティに関する用語の認知度】

性的マイノリティ（<sup>6</sup>LGBTQ等）に関する用語の認知度については、「LGBTQ」が65.1%と最も多く、ついで「ジェンダーアイデンティティ」が32.8%、「性的指向」が32.5%となっています。

年代別に比較すると、それぞれの用語について若い世代は認知度が高いものの、年齢を重ねるにつれて認知度が低くなる傾向にあります。

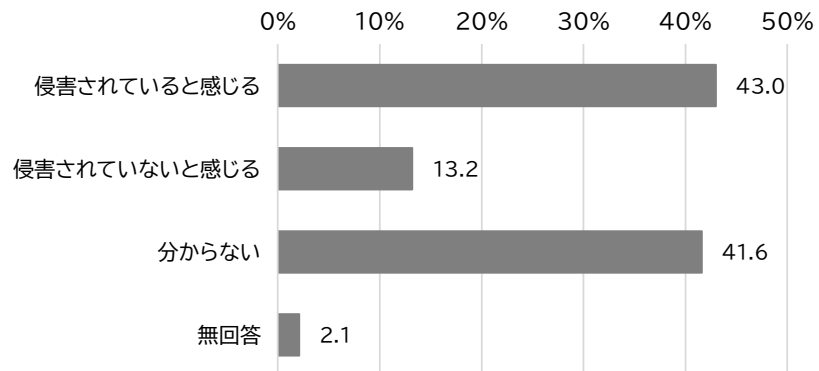




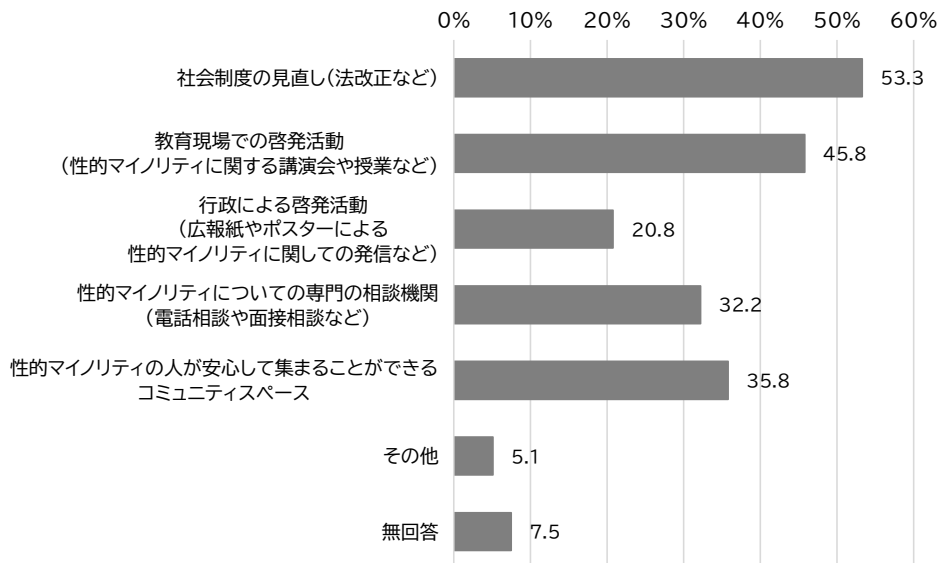
## 【性的マイノリティの人権について】

性的マイノリティ（LGBTQ等）の人権については4割以上の方が「侵害されていると感じる」としています。また、性的マイノリティの人が暮らしやすい社会を作るために必要な取組としては「社会制度の見直し（法改正など）」が53.3%と最も多く、ついで「教育現場での啓発活動（性的マイノリティに関する講演会や授業など）」は45.8%、「性的マイノリティの人が安心して集まることができるコミュニティスペース」が35.8%となっています。

性的マイノリティ（LGBTQ等）の人権について



性的マイノリティの人が暮らしやすい社会を作るために必要な取組



### 3. 第2次幸田町男女共同参画プランの評価

「第2次幸田町男女共同参画プラン」では、社会の動向や町民の意識等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、3つの基本目標に基づく11つの目標指標を設定し、各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。プランの目標指標の達成状況は次のようになっています。

#### 【評価】

- ◎ …令和5（2023）年の現状値が目標値を達成している
- …目標値に達していないが、平成30（2018）年の実績値から改善している
- △ …平成30（2018）年の実績値より後退または横ばいである
- ※ …現状値の把握が困難であるため、類似する調査結果等を記載

#### (1) みんないっしょに ～男女共同参画の実現に向けた意識づくり～

##### ① 「男女共同参画」という言葉の認知度

「男女共同参画」の言葉の認知度は、平成30（2018）年には34.0%でしたが、令和5（2023）年には43.4%となり、目標値に達しています。

実績値	現状値	目標値	評価
平成30年	令和5年	令和5年	◎
34.0%	43.4%	40.0%	

出典：男女共同参画アンケート調査

##### ② 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」の反対派の割合

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」の反対派の割合は、平成30（2018）年には58.6%でしたが、令和5（2023）年には72.5%となり、目標値に達しています。

実績値	現状値	目標値	評価
平成30年	令和5年	令和5年	◎
58.6%	72.5%	60.0%	

出典：男女共同参画アンケート調査

##### ③ 「LGBT（性的少数者）」という言葉の認知度

「LGBT（性的少数者）」の言葉の認知度は、平成30（2018）年には42.9%でしたが、令和5（2023）年には65.1%となり、目標値に達しています。

実績値	現状値	目標値	評価
平成30年	令和5年	令和5年	◎
42.9%	65.1%	50.0%	

出典：男女共同参画アンケート調査

## (2) いつでもどこでも ～あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり～

### ① 審議会等への女性の登用状況

審議会等への女性の登用比率は平成30年（2018）年には25.0%でしたが、令和5（2023）年には27.2%となり、目標値には達していないものの数値は改善しています。

実績値	現状値	目標値	評価
平成30年	令和5年	令和5年	○
25.0%	27.2%	30.0%	

出典：企画政策課

### ② 家庭・地域・職場・個人の生活のバランスがうまく取れていると思う人の割合

家庭・地域・職場・個人の生活のバランスがうまく取れていると思う人の割合は59.1%となっており、平成30（2018）年から横ばいで推移しており、目標値には達していません。

実績値	現状値	目標値	評価
平成30年	令和5年	令和5年	△
59.1%	59.1%	60.0%	

出典：男女共同参画アンケート調査

### ③ 子育てをしやすい町だと思ふ人の割合

「幸田町のよいところ」について「子育てがしやすい」を選択した人の割合は13.9%となっており、平成30（2018）年から数値が後退していますが、13項目ある選択肢においては7番目に回答が多く、平成30（2018）年と同じ順位を維持しています。

実績値	現状値	目標値	評価
平成30年	令和5年	令和5年	✖
72.1%	-	80.0%	

※ 第2次プラン目標指標の出典である「幸田町子ども・子育てニーズ調査」は令和5年度に実施していないため、参考として「幸田町住民意識調査」の回答を下記に記載する。

「問.幸田町のよいところ」 13項目のうち、 「子育てがしやすい」 を選択した人の割合	実績値	現状値	目標値
		平成30年	令和5年
	16.8% (7位/13項目)	13.9% (7位/13項目)	

出典：幸田町住民意識調査

### (3) やさしくたのしく ～安心して元気に暮らせる社会づくり～

#### ① 「DV」という言葉の認知度

「DV」という言葉の認知度は83.7%となっており、平成30（2018）年から横ばいで推移しており、目標値には達していません。

実績値	現状値	目標値	評価
平成30年	令和5年	令和5年	○
83.6%	83.7%	90.0%	

出典：男女共同参画アンケート調査

#### ② 地域社会の中に障がいのある方への差別・偏見がないと思う人の割合

地域社会の中に障がいがある人への差別・偏見がないと思う人の割合は平成30年（2018）年には51.9%でしたが、令和5（2023）年には53.5%となり、目標値には達していないものの数値は改善しています。

実績値	現状値	目標値	評価
平成30年	令和5年	令和5年	○
51.9%	53.5%	55.0%	

出典：「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」策定のためのアンケート調査

#### ③ 介護予防教室・げんきかい・いきいきサロン等に参加している、したことがある人の割合

一般介護予防事業（一般介護予防教室、お達者体操）、げんきかい、いきいきサロンに参加した人数は令和4年には6,055人となっており、平成30（2018）年から数値が後退しています。

実績値	現状値	目標値	評価
平成30年	令和5年	令和5年	✕
18.6%	-	25.0%	

※ 第2次プラン目標指標の出典である「高齢者実態把握アンケート調査」は令和5年度に実施していないため、参考として「福祉年報、事業実績（中部包括）、いきいきサロン実績報告」における一般介護予防事業（一般介護予防教室、お達者体操）、げんきかい、いきいきサロンの参加者数を下記に記載する。

事業の参加者数	実績値	現状値	目標値
	平成30年	令和4年	令和5年
	11,272人	6,055人	

#### ④ 定住したい人の割合

定住したい人の割合は、平成 30（2018）年には 91.5%でしたが、令和 5（2023）年には 92.0%となり、目標値に達しています。

実績値	現状値	目標値	評価
平成 30 年	令和 5 年	令和 5 年	◎
91.5%	92.0%	92.0%	

出典：幸田町住民意識調査

#### ⑤ 毎日が健康で楽しいと感じている人の割合

毎日が健康で楽しいと感じている人の割合（「楽しい」と「どちらかという楽しい」の合計）は平成 30（2018）年には 77.6%でしたが、令和 5（2023）年には 81.5%となっています。

実績値	現状値	目標値	評価
平成 30 年	令和 5 年	令和 5 年	✕
76.0	-	85.0	

※ 第 2 次プラン目標指標の出典である「町民の健康意識実態調査」は令和 5 年度に実施していないため、参考として「健康こうた 21 最終評価アンケート」の回答を下記に記載する。

毎日が楽しいと 答えた人の割合	実績値	現状値	目標値
	平成 30 年	令和 5 年	令和 5 年
	77.6%	81.5%	

出典：健康こうた 21 最終評価アンケート

#### 「基本目標 1 みんないっしょに ～男女共同参画の実現に向けた意識づくり～」

3つの目標指数すべてで目標値を達成し、プラン策定時と比較すると大幅に改善していることから、固定的役割分担意識の改善など男女共同参画への意識づくりの面ではプランが順調に推進されていることがうかがえます。

#### 「基本目標 2 いつでもどこでも ～あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり～」

評価できる2つの指標のうち審議会等への女性の登用状況で数値の改善がみられるものの目標値には達していないことに加え、家庭・地域・職場・個人の生活のバランスがうまく取れていると思う人の割合がプラン策定時と横ばいの数値であることから、女性が活躍できる環境づくりに関する取組がやや低調となっています。

#### 「基本目標 3 やさしくたのしく ～安心して元気に暮らせる社会づくり～」

評価できる3つの目標指数すべてで数値の改善がみられ、そのうち1つは目標値を達成していることから、安心して暮らせる社会づくりの面ではプランがやや順調に推進されていることがうかがえます。

## 4. 幸田町男女共同参画プランのまとめと次期計画に向けた課題

本町では、男女共同参画社会の実現に向けて「幸田町男女共同参画プラン」の策定から15年、様々な取り組みを行ってきました。町民アンケートの結果と前期プランの評価によると、男女平等の意識は変わりつつあるものの、依然として女性の社会における活躍や男性の家庭参画に繋がっておらず、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが十分に浸透していない状況です。

これらの状況や、社会状況の変化等を踏まえ、「第3次幸田町男女共同参画プラン」においては次の3点に留意します。

### 【第3次幸田町男女共同参画プランに向けた課題】

- ・ 計画の成果を行動目標と成果目標の双方で評価するため、目標の見直しが必要である。
- ・ 男女共同参画社会の実現のため、社会情勢に応じた新規施策や施策の見直しが必要である。
- ・ 根強い固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の緩和を図る必要がある。

## 第3章 プランの基本的な考え方





## 1. 基本理念

幸田町は、豊かな自然と多様な産業が調和するまちとして発展しています。本町が今後も住みやすく活力のある町として発展していくためには、町民一人ひとりが多様な考え方と生き方を理解し尊重することで、それぞれの個性が十分に発揮されることが重要です。

そのため「第3次幸田町男女共同参画プラン」においては、多様な考え方と生き方を持つ町民一人ひとりが、社会のあらゆる分野において誰もが参画できる環境が確保され、安心していきいきと暮らせる社会の実現を目指し「男女がともに活躍し、みんなで支え合うまちづくり ～多様性を尊重し、まちぐるみで推進～」を基本理念として掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

**男女がともに活躍し、みんなで支え合うまちづくり**  
～多様性を尊重し、まちぐるみで推進～

## 2. 基本目標

基本理念である「男女がともに活躍し、みんなで支え合うまちづくり ～多様性を尊重し、まちぐるみで推進～」を目指し、3つの基本目標に基づき各種施策を推進していきます。

### 基本目標1 みんないっしょに ～男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり～

性別によることなく、個性と能力を十分に発揮できる社会を作っていくためには、男女がお互いを理解し、協力し合うことが重要です。相互の理解を促進し、男女共同参画社会の実現を目指します。

### 基本目標2 いつでもどこでも ～あらゆる分野で誰もが参画できる環境づくり～

家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野において、また政策や方針を決定する過程において、多様な視点や考え方を反映させるために、性別にかかわらず全ての人が対等に参画し、責任を負うことが必要です。それぞれが個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだまちを目指します。

### 基本目標3 やさしくたのしく ～安心していきいきと暮らせる社会づくり～

性別や年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが差別や偏見、人権侵害などを受けることなく、健康的な生活を安心して送ることができるまちを目指します。

### 3. 施策体系

本プランの施策の体系は次の通りです。

#### 基本理念

## 男女がともに活躍し、みんなで支え合うまちづくり

～多様性を尊重し、まちぐるみで推進～

#### 基本目標

#### 施策の方向

<b>1</b> みんないっしょに 男女共同参画社会の 実現に向けた意識づくり	<b>1</b>	だれも同じ人間だもの ～人権と多様性の尊重～	
	<b>2</b>	知ってほしい、わかってほしい ～男女共同参画意識を高める啓発活動の充実～	
	<b>3</b>	子どものころから考えよう ～男女共同参画を推進する教育・学習の充実～	
<b>2</b> いつでもどこでも あらゆる分野で誰もが 参画できる環境づくり	<b>1</b>	おうちだったらこんなこと ～家庭における男女共同参画の推進～	
	<b>2</b>	ご近所だったらこんなこと ～地域における男女共同参画の拡大～	
	<b>3</b>	お仕事ならこんなこと ～職場における男女共同参画の推進～	女性活躍推進法 市町村推進計画
	<b>4</b>	ワーク・ライフ・バランスを大事にしよう ～子育て・介護・障がい者などへの支援～	
	<b>5</b>	大事なことを決めるときも ～政策決定過程における女性の参画の拡大～	
	<b>6</b>	もしものときも ～女性の視点からの防災の取組～	
<b>3</b> やさしくたのしく 安心していきいきと 暮らせる社会づくり	<b>1</b>	心も体も元気に ～心と体の健康づくりへの支援～	
	<b>2</b>	お母さんも赤ちゃんも元気に ～母子保健事業の充実～	
	<b>3</b>	暴力はいやだよね ～あらゆる暴力の根絶～	DV防止法 市町村基本計画
	<b>4</b>	誰もが安心して暮らせるように ～高齢者や障がい者、外国人、性的マイノリティなどへの支援～	

## 第4章 基本計画



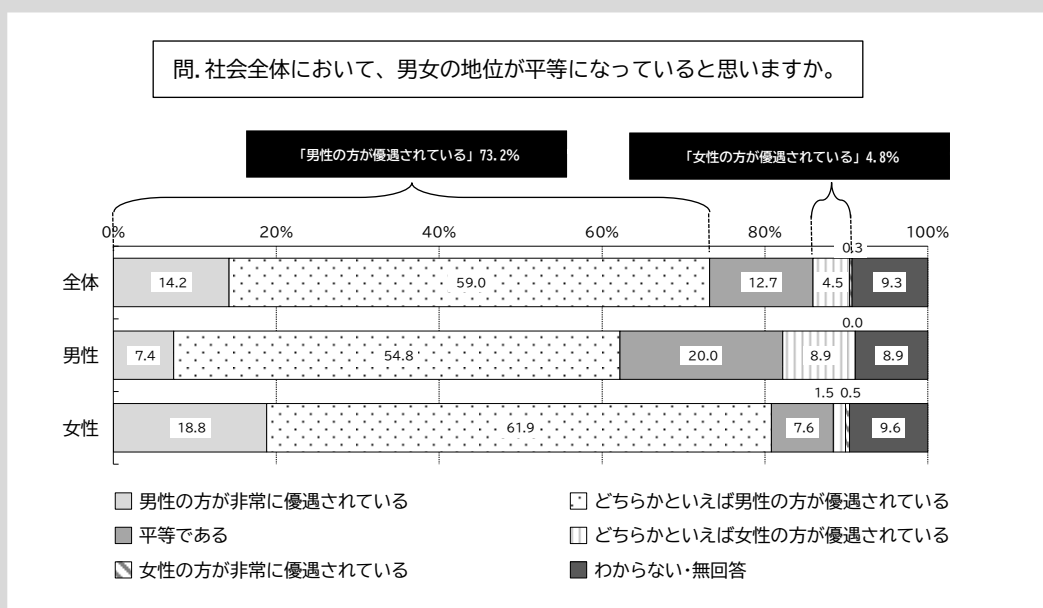
# 基本目標 1

## みんないっしょに ～男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり～

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は、性別にかかわらず誰もが生きやすい社会をつくることにつながります。固定的役割分担意識は、家庭や職場、地域などのあらゆる場面において根強く残っており、女性の社会参画や男性の家庭生活における参画に影響を及ぼしています。

町においても男女の平等感について「学校教育の場」「法律・制度の上」以外の分野において半数以上の人々が「男性が優遇されている」と感じており、あらゆる場面において男性優位の状態にあることがうかがえます。



### 【今後の方向性】

- ・ 性別による差別的な扱いを受けず、多様性を認め、誰もが互いの人格を尊重し合えるような社会を目指します。
- ・ 家庭や職場、地域などのあらゆる場面において、男女共同参画を意識した行動ができるよう、固定的な役割分担意識の解消に取り組みます。
- ・ 誰もが活躍できる環境づくりを進めることに加え、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の緩和を進めていく必要があります。こうした意識は幼少期から形成されるものであることから、教育の場における男女共同参画の教育や意識づけが重要です。

## (1) 施策の方向

### ① だれも同じ人間だもの ～人権と多様性の尊重～

人権侵害や性的マイノリティへの差別を解消し、多様性を尊重できるように、啓発活動や人権教育を推進し、人権相談を充実させます。

具体的施策	内容	主な担当課
人権に関する啓発活動の推進	人権啓発講演会を開催します。また、人権問題に関するパンフレット等を作成し、啓発活動を推進します。	住民課
人権教育の推進	学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育において人権問題をテーマに研究会や講演会・講座等を開催します。	学校教育課
人権相談の充実	人権擁護委員による人権相談窓口を開設します。	住民課
「多様な性や生き方」への理解の促進	多様な性や生き方について町民の意識を高めるための広報、啓発活動を推進します。	企画政策課

### ② 知ってほしい、わかってほしい

#### ～男女共同参画意識を高める啓発活動の充実～

性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の緩和や男女共同参画の意識を高めるために、あらゆる機会を通じた啓発活動を展開し、男女共同参画に関する講演会などを開催します。

具体的施策	内容	主な担当課
男女共同参画に関する啓発活動の推進	広報誌、ホームページ、チラシ等を活用し、啓発活動を推進します。	企画政策課
男女共同参画講演会等の開催	男女共同参画社会の実現をテーマに、やはぎ会こうたを中心に町民と協働でフォーラムを開催し、男女共同参画に関する意識啓発を推進します。	企画政策課
男女共同参画に関する講座の実施	希望する関係機関、関係団体に対する男女共同参画に関する講座や、個人向けの啓発講座を開催する。	企画政策課
男性の男女共同参画への理解促進	男性の男女共同参画への意識啓発を推進するため、男性にも男女共同参画講演会などへの参加を働きかけます。	企画政策課

### ③ 子どものころから考えよう

#### ～男女共同参画を推進する教育・学習の充実～

子どものころから男女共同参画の意識を育むために、学校での教育を通じた男女平等教育の機会の提供や教職員への研修を実施します。

また、子どもの権利が守られ、健やかに成長することができるように、子どもの権利を知ってもらう活動を推進するほか、子どもの権利に関する相談体制を充実させます。

具体的施策	内容	主な担当課
学校における男女平等を推進する教育の充実	学校における各教科をはじめ道徳、特別活動、総合的な学習の時間における男女平等を推進する教育の充実を図ります。	学校教育課
教職員等指導者に対する研修の実施	教職員等指導者を対象に、男女平等についての研修を実施し、その実践に努めます。	学校教育課
子どもの権利を広く知ってもらう活動の推進	子どもの権利を学び、他人を尊重する活動を推進します。	こども課
子どもの権利に関する相談体制の充実	子どもの権利に関する相談窓口を開設します。	こども課

### (2) 数値目標

目標指標	現状値	目標値
	令和5年	令和10年
「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合	12.7%	27.0%
総合計画各施策における「男女共同参画の推進」に満足（「満足」と「ほぼ満足」の合計）している人の割合	13.5%	22.9%
男女共同参画講演会の参加人数	212人	250人

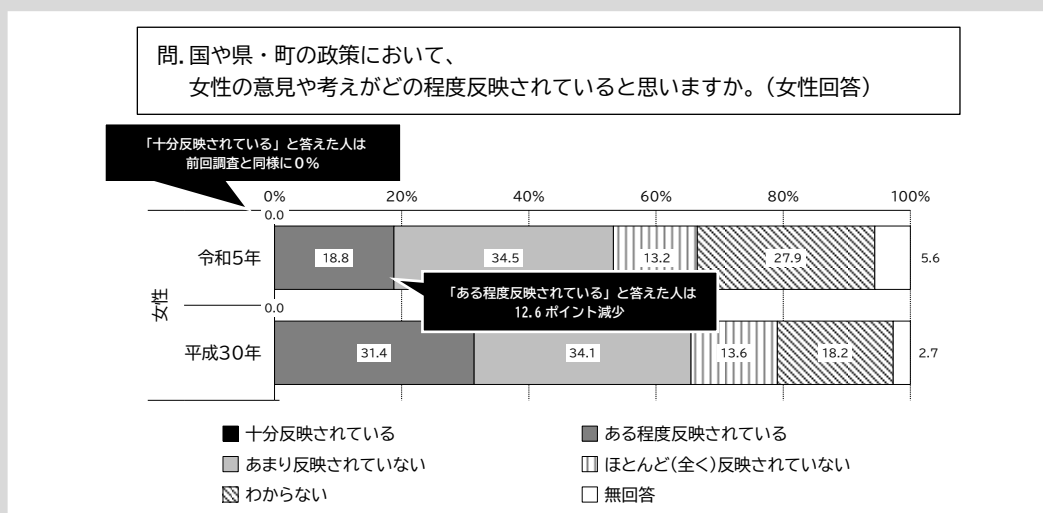
## 基本目標2

### いつでもどこでも ～あらゆる分野で誰もが参画できる環境づくり～

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現にはあらゆる分野において男性と女性の意見が平等に反映されることが望まれています。令和2（2020）年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、指導的な地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目標が示されました。町においてもこれまで審議会・委員会等への女性委員登用の推進に取り組んできましたが、目標値である30%には届いておらず、また町政等への女性の意見反映について「（女性の意見が）反映されている」と答えた女性の割合は前回調査より10ポイント以上減少していることから、女性の意見が十分反映されているとは言えない状況にあります。社会全体で女性の参画が求められている一方で、家庭内での分担では男性の参画が進んでおらず、育児や介護など家庭内での負担の偏りが女性の社会進出を妨げる要因の一つとなっています。

また、自然災害の多い日本においては、避難所での生活や防災備蓄、被災者への支援等で多様な視点での備えが求められることから、防災分野の委員会や会議への女性の参画が望まれています。



#### 【今後の方向性】

- ・ 政策・方針決定過程で女性の意見を反映させるため、あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを進めます。特に地域の防災活動での女性参画を促進します。
- ・ 子育て・介護サービス等の充実や、事業者との連携・協力により女性がライフイベントの変化にかかわらず職場や地域で活躍できるよう取り組みます。また、長時間労働の是正や働き方の見直しを促し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。
- ・ 家庭内における男性の参画を促進するための支援に取り組みます。



## (1) 施策の方向

### ① おうちだったらこんなこと ～家庭における男女共同参画の推進～

家庭内での固定的役割分担意識を解消し、協力して家庭生活を送ることができるよう家事・育児講座やイベントを開催します。

具体的施策	内容	主な担当課
家庭内の協力意識の醸成	家庭内での協力意識を高めるための広報、啓発活動を推進します。	企画政策課
男性の家庭生活における参画の促進	男女がともに家事、育児、介護等に参画できるように支援します。	企画政策課

### ② ご近所だったらこんなこと ～地域における男女共同参画の拡大～

持続可能な地域づくりのために、男女が共に様々な地域活動へ参画することを推進します。また、地域活動への女性の参画や地域組織役員女性の登用を促進し、地域活動において女性の視点が反映できるよう働きかけます。

具体的施策	内容	主な担当課
地域活動等への参画の推進	男女がともに様々な地域活動へ参画できるように推進します。	文化スポーツ課
地域組織役員への女性登用の促進	女性役員の登用を積極的に推進します。	企画政策課

### ③ お仕事ならこんなこと ～職場における男女共同参画の推進～

【女性活躍推進法市町村推進計画】

多様な働き方に関する情報を提供し、男女が家庭も地域も大事にして働き続けることができるようにします。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現できるように、事業者への働きかけを通じて長時間労働の是正などの働き方改革や職場環境の充実を呼びかけます。

具体的施策	内容	主な担当課
仕事に関する各種情報提供の実施	法制度、研修、起業支援等に関する周知活動や情報提供を実施します。	産業振興課
事業者を対象とした意識啓発講座等の開催	事業者を対象としたセミナーの開催等、意識啓発を推進します。	産業振興課
多様な働き方に関する情報提供の充実	関連するチラシの設置等、周知に努めます。	産業振興課
各種休業制度の周知・啓発の促進	役場職員へ休業制度の活用を促進を行います。	人事秘書課
	関連するチラシの設置等、周知に努めます。	産業振興課
⁹家族経営協定締結の促進	農業経営主と家族従業者が労働条件、経営、資産についての取り決めを行う家族経営協定の締結を促進します。	産業振興課
女性の認定農業者の推進	共同経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。	産業振興課
女性の農業者年金加入の促進	農業者の老後の生活を保障する農業者年金に女性も加入するよう働きかけます。	産業振興課
男性の育児参加に対する支援	役場の男性職員へ情報提供し、育児に関する特別休暇や育児休業等の取得を促進します。	人事秘書課

#### ④ ワーク・ライフ・バランスを大事にしよう ～子育て・介護・障がい者などへの支援～

【女性活躍推進法市町村推進計画】

男女が共に安心して働き続けることができるように、育児や介護に関する支援やサービスの充実に努めます。

具体的施策	内容	主な担当課
多様なニーズに対応した保育サービスの充実	働く親を支援するため、町立保育園等を中心として保育環境の整備と充実を図ります。	こども課
子育て支援の充実	子育て家庭に対する育児相談指導や子育てサークルの育成・支援等の充実を図ります。	こども課
放課後児童の健全育成対策の充実	小学生を対象に、児童クラブを開催し、放課後や長期の休み期間に、子どもの安全な居場所を確保するための方策の充実を図ります。	こども課
介護・障がい者支援サービス等の充実	介護保険事業計画を着実に推進するため、利用に向けて情報提供を充実します。	福祉課

#### ⑤ 大事なことを決めるときも～政策決定過程における女性の参画の拡大～

女性の意見が適切に施策などに反映されるように、審議会や委員会などへの女性委員の登用や、役場の女性管理職の登用を推進します。

具体的施策	内容	主な担当課
審議会・委員会等への女性委員登用の推進	女性委員の登用を積極的に進めていきます。	企画政策課
役場の女性管理職の登用を促進	役場管理職に占める女性職員の割合を増やします。	人事秘書課

#### ⑥ もしものときも ～女性の視点からの防災の取組～

災害時において、女性や子育て家庭のニーズに対する配慮や意思決定の場へ女性が参画できるように、平時から防災活動における女性の参画を促進します。

具体的施策	内容	主な担当課
防災活動における女性の参画を促進	女性消防クラブやボランティア等の防災活動への参画を促進します。	防災安全課 予防防災課
防災備蓄・避難所に女性の視点を反映	防災備蓄品や避難所運営に女性の視点を反映します。	防災安全課 予防防災課

## (2) 数値目標

目標指標	現状値	目標値
	令和5年	令和10年
審議会等への女性の登用状況	27.2%	30.0%
家庭・地域・職場・個人の生活のバランスがうまく取れていると思う人の割合	59.1%	60.0%
国や県・町の政策において、女性の意見や考えが反映されていると答えた人の割合	24.7%	33.0%
町役場の女性管理職の登用の割合	22.6%	22.6%
消防団員の女性の割合	4.8%	5.5%
子育て講座における男性参加者の割合	3.5%	6.6%

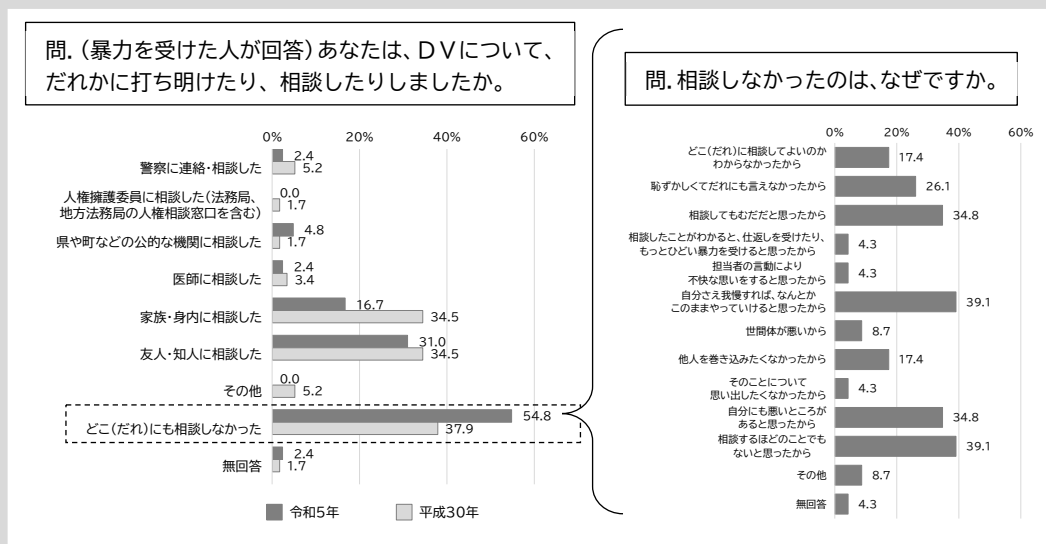
## 基本目標3

### やさしくたのしく ～安心していきいきと暮らせる社会づくり～

#### 【現状と課題】

少子高齢化が進む現代において、誰もが安心していきいきと暮らせる社会の実現には、心と身体の健康を保つことが大切です。特にDVに苦しむ人が全国的に増加傾向であるなか、国においては令和5（2023）年に「DV防止法」の改正が閣議決定され、言葉や態度による「精神的な暴力」に対する対策が強化されるなどの取組が進められています。

町においてはDVを受けた際に「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた人の割合が前回調査より増加しており、相談しなかった理由として「我慢すればやっていけると思った」「相談するほどのことでもないと思った」が約4割、「相談先が分からなかった」と答えた人が約2割いました。



#### 【今後の方向性】

- ・ 結婚観や家庭についての考えが多様化するなか、男女がお互いの性を尊重し、理解できるよう取り組みます。
- ・ 誰もが心身ともに健康で充実した生活を送ることができる社会を目指します。特にDVなどのあらゆる暴力の根絶と、ハラスメントの防止に取り組むとともに、相談や支援が必要な人が適切な相談先につながるができるようにします。
- ・ 外国人、性的マイノリティなどの多様性を認め、誰もが自分らしく生きられ、尊重し合える社会に取り組みます。

## (1) 施策の方向

### ① 心も体も元気に ～心と体の健康づくりへの支援～

心身ともに健康で充実した生活を送ることができるように、ライフステージごとの健康づくりや性に関する健康づくりの支援や正しい理解の普及を促進します。

具体的施策	内容	主な担当課
健康の自己管理の推進	身体の健康についての情報提供や意識啓発、相談活動等を充実し、心身ともに健康な状態を維持できるよう推進します。	健康課
心の健康の充実	心の健康についての情報提供や意識啓発、相談活動等を充実し、心身ともに健康な状態を維持できるよう推進します。	健康課 福祉課
思春期における性と健康づくりに関する啓発の推進	学校等との連携を図り、思春期における心と身体の健全な成長を促す啓発活動を推進し、性に関する正しい理解の促進を図ります。	学校教育課
H I V / エイズ・性感染症対策に関する啓発の推進	H I V / エイズ、性感染症は健康に大きな影響を及ぼすため、正しい知識を持ち、感染を予防するための啓発活動を推進します。	健康課
<sup>10</sup> 性と生殖に関する健康/権利（リプロダクティブヘルツ/ライツ）に関する啓発の推進	男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるような情報提供を図ります。また、リプロダクティブヘルス/ライツについての啓発活動を行い、正しい理解と意識の定着を推進します。	健康課 学校教育課

## ② お母さんも赤ちゃんも元気に ～母子保健事業の充実～

女性が安心して妊娠や出産のできる環境づくりに努めるとともに、不妊治療を受ける夫婦に対しても、経済的負担の軽減を図るなどの支援を実施します。

具体的施策	内容	主な担当課
乳幼児健診の充実	乳幼児を対象に心身の発達の確認、疾病・異常の早期発見を行い、子どもの健全な発育・発達を促します。	健康課
母子保健の健康教室の開催	妊娠期から子育て期に合わせた内容の講座等を開催し、子どもと保護者に対する支援を行います。	健康課
母子保健の健康相談の充実	妊娠期から子育て期に関する悩みの軽減等を目的に保健師等による健康相談を随時開催します。	健康課
母体保護の普及・啓発の推進	妊婦に対する町民の理解を促すため、マタニティマーク等を活用するなど、啓発活動を推進します。	健康課
妊婦健康診断の実施	妊産婦の健康保持のため、健康診査の受診勧奨を行い、経済的負担の軽減を図ります。	健康課
不妊治療への支援の実施	一般不妊治療を受けている夫婦に対して、経済的負担等の軽減を図ります。	健康課

## ③ 暴力はいやだよね ～あらゆる暴力の根絶～

【DV防止法市町村基本計画】

暴力は絶対に許さないという意識を町全体で共有することができるように、啓発活動を実施していくほか、被害者に対する相談体制を充実させ、自立に向け支援します。

具体的施策	内容	主な担当課
各種ハラスメントの予防に関する広報・啓発活動の推進	あらゆる暴力について町民の意識を高めるための広報、啓発活動を推進します。	人事秘書課 企画政策課
ストーカー等性犯罪の予防に関する広報・啓発活動の推進	ストーカーや性的犯罪などについての町民の意識を高めるための広報、啓発活動を推進します。	企画政策課
ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する広報・啓発活動の推進	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する町民の認識を高め、被害者の早期相談を促すための啓発活動を推進します。	企画政策課 福祉課
ドメスティック・バイオレンス（DV）等に関する相談体制の充実	女性相談センター、福祉事務所、警察等関係機関と連携し、被害者の相談事業を実施します。	福祉課
被害者の保護・自立への支援	被害者を一時保護し、加害者から離れて、自立して生活できるように関係機関と連携し、施設の入所、就職の斡旋等を行います。	福祉課

#### ④ 誰もが安心して暮らせるように

##### ～高齢者や障がい者、外国人、性的マイノリティなどへの支援～

高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人など、多様な立場の人が安心して自立した生活を送ることができるように、サービスを充実させます。

具体的施策	内容	主な担当課
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進	男女がいつまでも健やかではつらつと暮らせるよう介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、高齢者が自立した生活をおくれるよう支援します。	福祉課
障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進	「共に支え合い、共に地域で元気に暮らす福祉のまち・幸田」を将来目標像とし、障がいのある人が社会参加するための障壁を除去し、障がいの有無にかかわらず住み慣れた地域で元気に暮らせる、地域共生社会構築の推進を図ります。	福祉課
障がい者の自立生活の支援	障がい者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう障がいの程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。	福祉課
ひとり親家庭の自立生活の支援	ひとり親家庭が安心して、自立した生活が送れるよう福祉サービス等の充実を図ります。	福祉課
自殺対策計画の推進	自殺対策計画「ともに生き命を支え合うまち幸田」に基づき、町民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、町民や関係団体、行政などが連携・協働して地域全体で取り組みます。	福祉課
多文化共生の推進	外国籍の町民に対して懇談会の開催や各種行事への参加促進を図ります。	企画政策課
性的マイノリティに関する支援	性的マイノリティに対する理解を深めるための広報、啓発活動を促進します。	企画政策課

#### (2) 数値目標

目標指標	現状値	目標値
	令和5年	令和10年
「DV」という言葉の認知度	83.7%	91.2%
DVについて、だれか（どこか）に相談した人の割合	45.2%	62.1%
母子保健の健康教室の参加人数	60.0%	69.3%



## 数値目標一覧

基本目標	目標指標	現状値	目標値	出典
1	「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合	12.7%	27.0%	男女共同参画に関するアンケート
	総合計画各施策における「男女共同参画の推進」に満足している人の割合	13.5%	22.9%	幸田町住民意識調査
	男女共同参画講演会の参加人数	212人	250人	企画政策課
2	審議会等への女性の登用状況	27.2%	30.0%	地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査
	家庭・地域・職場・個人の生活のバランスがうまく取れていると思う人の割合	59.1%	60.0%	男女共同参画に関するアンケート
	国や県・町の政策において、女性の意見や考えが反映されていると答えた人の割合	24.7%	33.0%	男女共同参画に関するアンケート
	町役場の女性管理職の登用の割合	22.6%	22.6%	企画政策課
	消防団員の女性の割合	4.8%	5.5%	幸田町消防本部
	子育て講座における男性参加者の割合	3.5%	6.6%	子育て支援センター
3	「DV」という言葉の認知度	83.7%	91.2%	男女共同参画に関するアンケート
	DVについて、だれか（どこか）に相談した人の割合	45.2%	62.1%	男女共同参画に関するアンケート
	母子保健の健康教室の参加人数	60.0%	69.3%	健康課

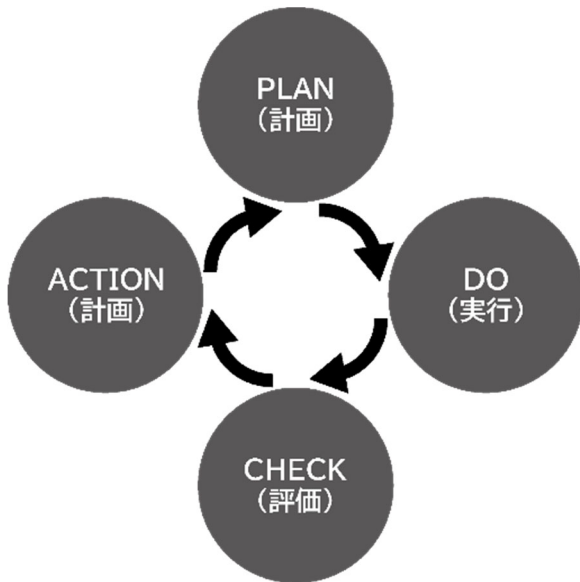


## 第5章 プランの推進



## 1. 推進体制

本プランは、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、人権、教育、子ども、健康福祉など施策内容が多岐にわたります。本プランを庁内関係各課の連携による推進に加え、町、町民、事業者などが連携し、積極的に進めていくために推進体制を整備するとともに、計画の進行管理体制を確立し、本プランが実効性のあるものとなるような取組を行います。



段階	行動	主体
PLAN (計画)	・ 町民の意識の把握・分析 ・ 数値目標の設定	所管課
DO (実行)	・ 計画に基づいた各種事業の実施	関係各課・事業者 町民等
CHECK (評価)	・ 数値目標の達成状況の把握	推進委員会
ACTION (改善)	・ 町民と行政による見直しと改善	所管課

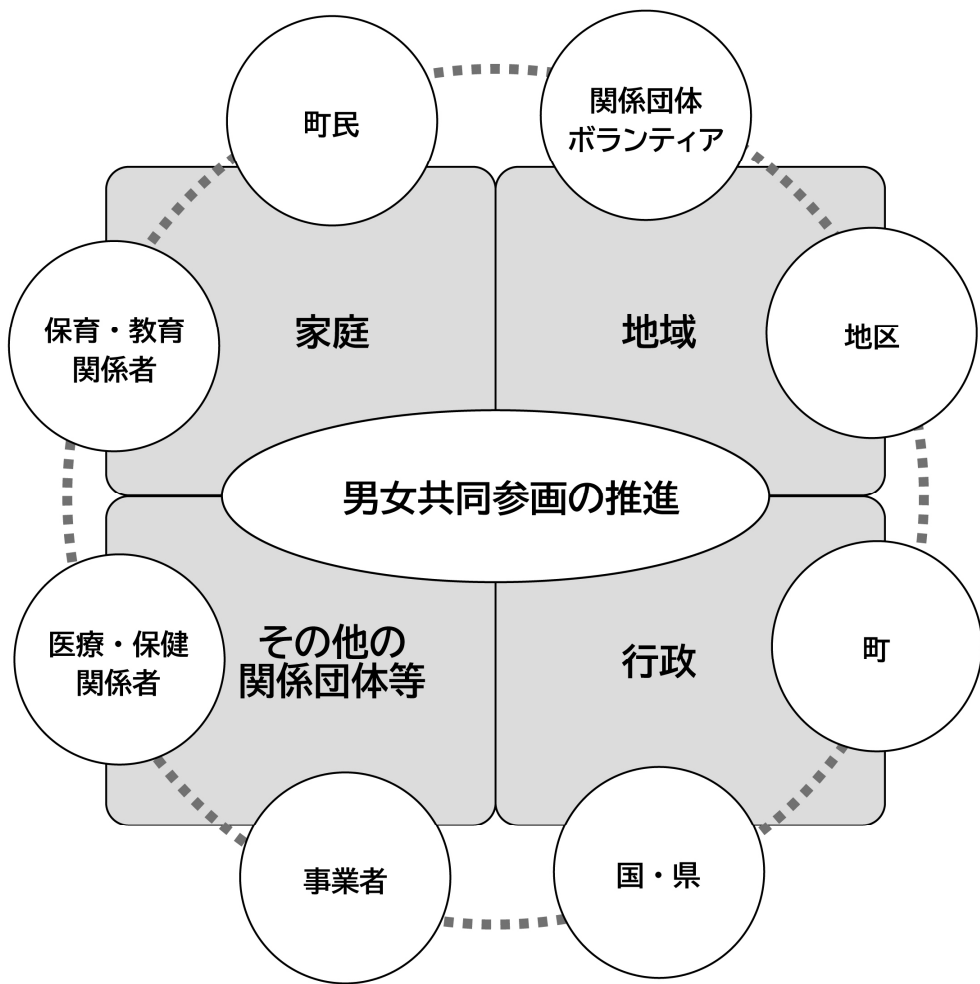
## 2. プランの進捗管理と評価

本プランの進捗管理については、庁内関係各課によるほか、推進委員会を開催し進捗管理・推進を図ります。

本プランの内容については、社会的、経済的な変化に伴い定期的な見直し、改定を行います。また、本プランの評価の1つとして、定期的にアンケート調査を実施します。

### 3. 町、町民、事業者等の連携

町、町民、事業者、教育者、関係団体など各主体の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。地域や町全体がさまざまな分野で活発に活動できるように、団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取組を行います。



男女共同参画社会の実現のためには、町、町民、事業者、教育者、関係団体などが協働し、家庭、地域、職場、学校などの社会のあらゆる場で男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが必要です。そのため、町、町民、事業者、教育者、関係団体など各主体の参画による推進体制を整備し、本プランの進行管理体制を確立していきます。

資料編





## 1. 策定の経緯

実施日	内容
令和5年7月5日	第1回幸田町男女共同参画プラン推進委員会 【協議事項】 ・ 第2次幸田町男女共同参画プランの進捗について ・ 第3次幸田町男女共同参画プラン策定について ・ アンケート調査の実施について
令和5年7月21日 ～8月3日	男女共同参画に関するアンケート調査
令和5年12月27日	第2回幸田町男女共同参画プラン推進委員会 【協議事項】 ・ アンケート調査報告について ・ 第3次幸田町男女共同参画プラン（素案）について
令和6年1月15日 ～2月14日	パブリックコメントの実施
令和6年2月16日	やはぎ会こうた打合せ ・ 第3次男女共同参画プランの策定について
令和6年3月21日	第3回幸田町男女共同参画プラン推進委員会 【協議事項】 ・ 第2次幸田町男女共同参画プランの進捗について ・ 第3次幸田町男女共同参画プラン策定について ・ 第3次幸田町男女共同参画プラン概要版の策定について

## 2. 幸田町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

平成 21 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 この要綱は、幸田町男女共同参画プランを推進するに当たり、関係者等の意見を反映させるため、幸田町男女共同参画プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 幸田町男女共同参画プランの策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会教育委員
- (2) 人権擁護委員
- (3) 民生委員
- (4) 青少年健全育成地域推進員
- (5) 子育てネットワーカー
- (6) こうた女性の会の会員
- (7) 教育関係機関の職員
- (8) 町関係部署職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 1 日要綱第 2 2 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日要綱第 2 2 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

### 3. 幸田町男女共同参画プラン推進委員会委員名簿

	所属	氏名	備考
1	社会教育委員	近藤 正義	
2	人権擁護委員	田境 里美	
3	民生委員	本田 一恵	
4	青少年健全育成地域推進員	石川 美絵子	
5	子育てネットワーカー	立山 ゆう子	
6	こうた女性の会	伊澤 由紀子	
7	南部中学校 校長	鈴木 一也	
8	岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 理事長	林 陽子	委員長
9	愛知学泉大学 非常勤講師	林 加代子	
10	株式会社デンソー 幸田製作所 人事課	松田 純子	
11	やはぎ会こうた	大川 千恵子	

#### 町関連部局

12	総務部 人事秘書課
13	環境経済部 産業振興課
14	住民こども部 こども課
15	教育委員会 文化スポーツ課

## 4. 用語解説

### <sup>1</sup>無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定概念となっていく。

### <sup>2</sup>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するため、被害者の相談、保護、自立支援等の体制を整備し、裁判所が発する接近禁止命令や退去命令について規定している。

### <sup>3</sup>男女共同参画社会基本法

平成11年に制定された男女共同参画に関する基本法。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにし、それに基づいた国、地方公共団体及び国民の責務が明記されている。

### <sup>4</sup>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的に、平成27年8月に成立。10年間の時限立法。令和4年4月1日から「行動計画」の策定・届け出、情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主に拡大された。常時雇用する労働者が100人以下の企業は努力義務。また、令和4年7月8日からは常時雇用する労働者が301人以上の事業主を対象とし、男女の賃金の差異が情報公表の必須項目となった。

### <sup>5</sup>セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかい、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。特に雇用の場においては、労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により労働者の就業環境が害されることとされている。

### <sup>6</sup>LGBTQ

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害を含む）、クエスチョニング/クィア（性的指向・性自認が定まっていない人や、あえて定めていない人）の頭文字を取った総称であり、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）を指す。個々人のセクシュアリティは、①身体の性、②心の性、③好きになる性の組み合わせでできているので、実際には多様性がある。

### <sup>7</sup>SOGI（ソジ）

Sexual Orientation（性的指向）は恋愛・性愛の対象がどの性になるのかを指し、Gender Identity（性自認）は自分の性別をどう認識しているのかを指す。SOGIは、「セクシュアル・マイノリティだけが持っている」というものではなく、ヘテロセクシュアル（恋愛・性愛の対象が異性の人）、シスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と性自認が一致している人）の方も、それぞれのSOGIを持っている。

### <sup>8</sup>アライ（Ally）

英語の「同盟・支援」を意味する「ally」を語源とする言葉でセクシュアル・マイノリティ、SOGIの課題を理解し、困っていること、悩んでいることを相談できる存在のこと。

<sup>9</sup>家族経営協定

農業経営を担っている世帯員相互間のルール（経営方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間・休日などの就業条件、生活運営等）を文書にして取り決めたもの。

<sup>10</sup>性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

女性の全生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態にあることを指し、リプロダクティブ・ライツは、自らの意思で妊娠・出産等について選択できる自己決定権を尊重する考え方を指す。

## 第3次幸田町男女共同参画プラン

令和6（2024）年3月

幸田町

企画・編集 企画部企画政策課

〒444-0192 愛知県額田郡 幸田町大字菱池字元林1番地1

TEL 0564-62-1111（代表） FAX 0564-63-5139

U R L : <http://www.town.kota.lg.jp>

E-mail : [kikakujoho@town.kota.lg.jp](mailto:kikakujoho@town.kota.lg.jp)





 幸田町